

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

N-1-10
第一四一號

昭和十四年七月一日第一回水曜日發行
（毎週二回水曜日發行）

五錢

内閣情報報周報

五月七號

事變二周年第二特輯

國民精神總動員的新段階
抗日勢力の現況
戰局の進展と海軍の行動
事變と興亞外交

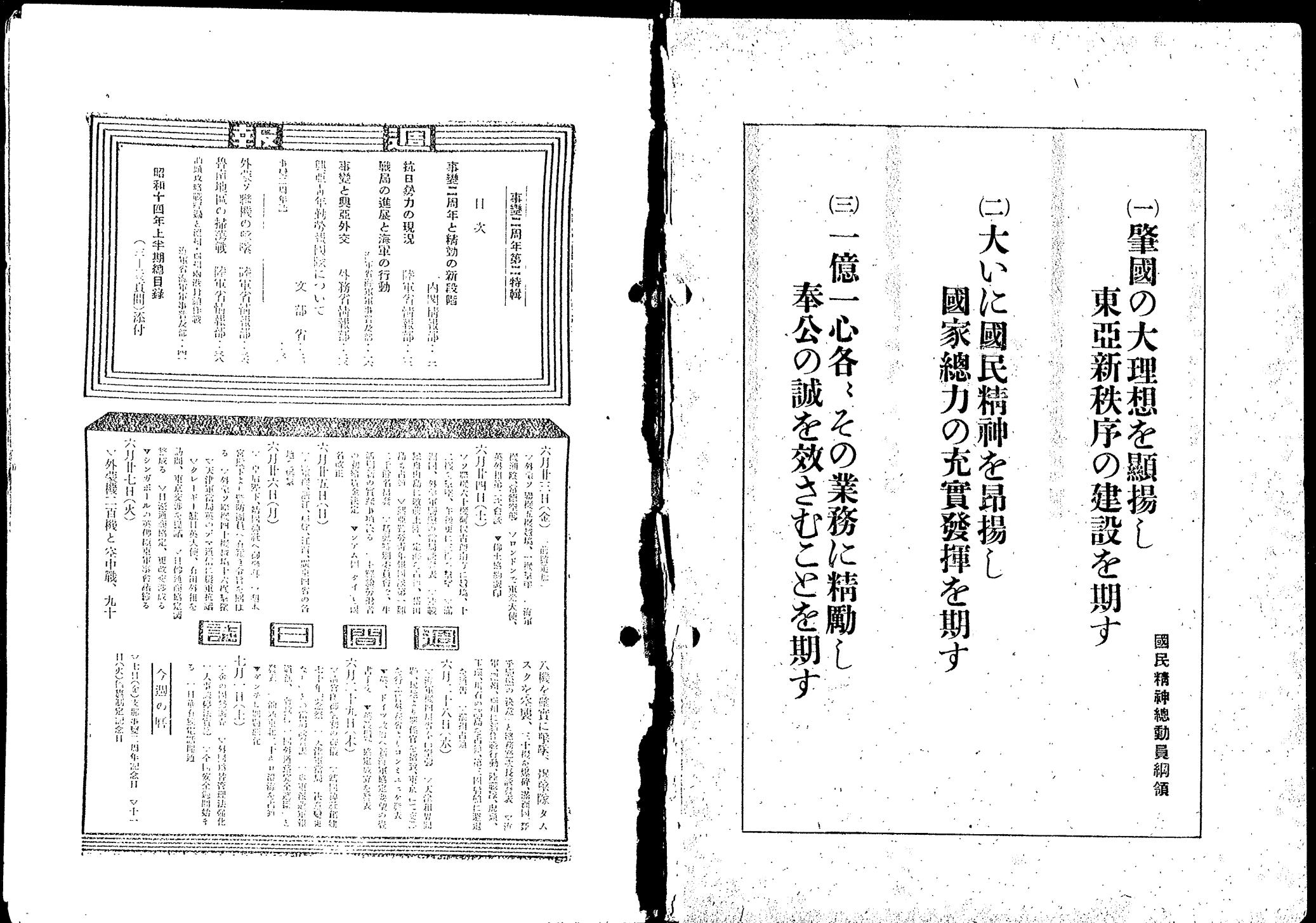
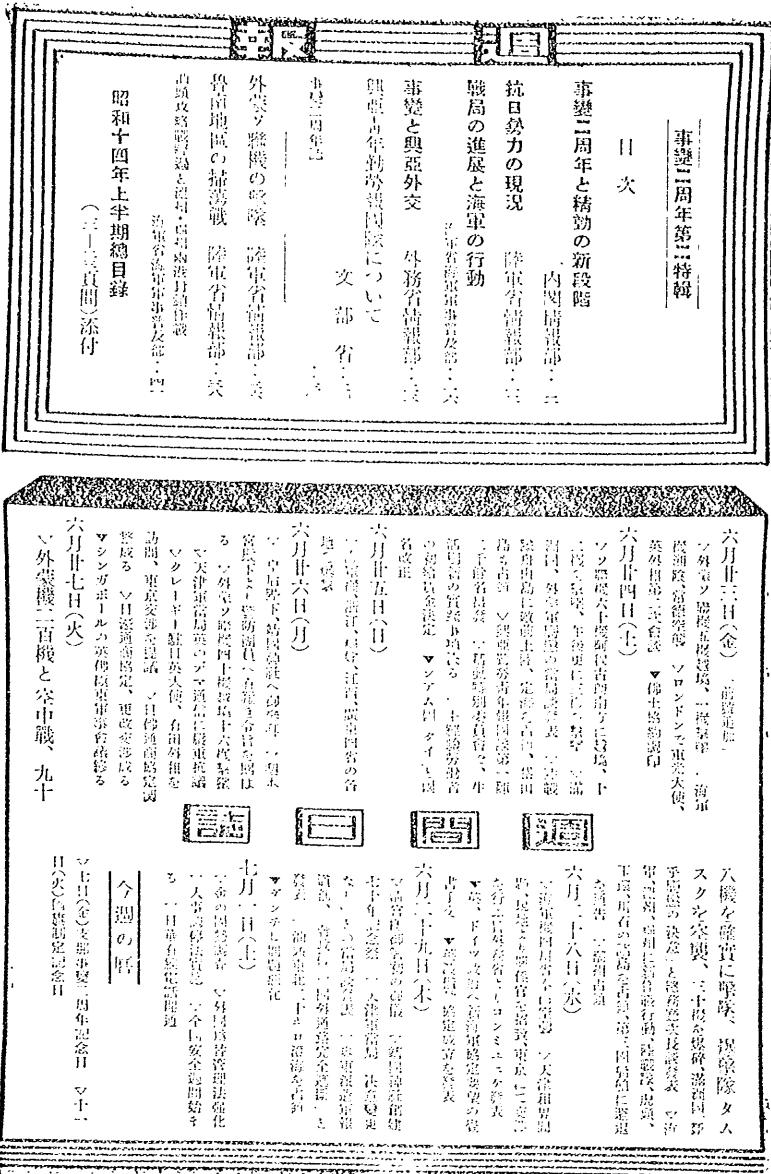
露光量違いにより重複撮影

國民精神總動員綱領

(一) 肇國の大理想を顯揚し
東亞新秩序の建設を期す

(二) 大いに國民精神を昂揚し
國家總力の充實發揮を期す

(三) 一億一心各々その業務に精勵し
奉公の誠を效さむことを期す



露光量違いにより重複撮影

「敵國の大連の占領と 東亞動向の急進展を記す」

（大連の占領と東亞動向の急進展を記す）

（大連の占領と東亞動向の急進展を記す）

（大連の占領と東亞動向の急進展を記す）

（大連の占領と東亞動向の急進展を記す）

華北二周年特輯

目次

事變二周年と精勤の新段階
内閣情報部・二

抗日勢力の現況
陸軍省情報部・三

戰局の進展と海軍の行動
海軍省海軍軍事督理部・六

事變二周年誌
外務省情報部・三

興亞青年勤勞報國隊について
文部省・三

事變と興亞外交
外務省情報部・三

事變二周年誌
(三十三頁間)添付

事變二周年誌	外務省情報部・三
事變と興亞外交	外務省情報部・三
興亞青年勤勞報國隊について	文部省・三
事變二周年誌	(三十三頁間)添付

六月廿二日(金) [前略] 加

名改正

六月廿五日(日)

六月廿六日(月)

六月廿七日(火)

六月廿八日(水)

六月廿九日(木)

七月一日(土)

七月二日(日)

七月三日(月)

七月四日(火)

七月五日(水)

七月六日(木)

七月七日(金)

七月八日(土)

七月九日(日)

七月十日(月)

七月十一日(火)

七月十二日(水)

七月十三日(木)

七月十四日(金)

七月十五日(土)

七月十六日(日)

七月十七日(月)

七月十八日(火)

七月十九日(水)

七月二十日(木)

七月廿一(金)

七月廿二日(土)

七月廿三日(日)

七月廿四日(月)

七月廿五日(火)

七月廿六日(水)

七月廿七日(木)

七月廿八日(金)

七月廿九日(土)

七月三十日(日)

七月卅一日(月)

七月廿二日(火)

七月廿三日(水)

七月廿四日(木)

七月廿五日(金)

七月廿六日(土)

七月廿七日(日)

七月廿八日(月)

七月廿九日(火)

七月三十日(水)

七月卅一日(木)

七月廿二日(金)

七月廿三日(土)

七月廿四日(日)

七月廿五日(月)

七月廿六日(火)

七月廿七日(水)

七月廿八日(木)

七月廿九日(金)

七月三十日(土)

七月卅一日(日)

七月廿二日(月)

七月廿三日(火)

七月廿四日(水)

七月廿五日(木)

七月廿六日(金)

七月廿七日(土)

七月廿八日(日)

七月廿九日(月)

七月三十日(火)

七月卅一日(水)

七月廿二日(木)

七月廿三日(金)

七月廿四日(土)

七月廿五日(日)

七月廿六日(月)

七月廿七日(火)

七月廿八日(水)

七月廿九日(木)

七月三十日(金)

七月卅一日(土)

七月廿二日(日)

七月廿三日(月)

七月廿四日(火)

七月廿五日(水)

七月廿六日(木)

七月廿七日(金)

七月廿八日(土)

七月廿九日(日)

七月廿九日(月)

七月廿九日(火)

七月廿九日(水)

七月廿九日(木)

七月廿九日(金)

七月廿九日(土)

七月廿九日(日)



事變二周年と精動の新段階

—運動の回顧と今後の目標—

内閣情報部

事變勃發二周年を迎へるに當り、事變と密接不離の關係にある國民精神總動員の運動を回顧し、その經過を辿つて今後の運動の目標は何處にあるか、また何處にあらねばならないかについて考へて見ることにしよう。

一、本運動の發生

國民精神總動員運動展開の素地は既に事變勃發以前に用意されてゐたのである。といふのは、内閣情報部の前身である情報委員會が政府各廳の行ふ啟發宣傳の統一をはかるために「國民教化運動方策」を樹立し、この方策に従つて「國民教化運動に関する宣傳實施基本計畫」なるものが、既に昭和十二年六月二十四日、即ち事變勃發の直前に次官會議に於いて決定されたからである。この基本計畫はこれまで各廳又は各團體に於いて中央、地方を通じて「何々週間」「何々デー」の名の下に無統制に行つてゐた各種の教化宣傳運動の統制を圖り、之に「貫した精

神を付與し実施の效果を擧げると共に、新たに必要な宣傳項目を設定して強力な啓發宣傳を行はうとする趣旨であつた。この基本計畫に依つて華々しく國民教化運動が繰り揚げられようとした時に七月七日今次事變の勃發を見たのであつた。

事變の重大性に鑑みて政府は官民一體となつて一大國民運動を起す必要を認めたので、情報委員會、内務省及び文部省を計畫主務廳として、各省總掛りで國民運動をはじめることとなり、その實施要綱が八月二十四日閣議に於いて決定され、こゝにはじめて國民精神總動員の運動が起されたのである。この運動の目標は周知の通り、舉國一致「盡忠報國」の精神ヲ擎ウシ事態ガ如何ニ展開シ如何ニ長期ニ亘ルモ「堅忍持久」總ユル困難ヲ打開シテ所期ノ目的ヲ貫徹スベキ國民ノ決意ヲ固メ之ガ爲必要ナル國民ノ實踐ノ徹底期スル

ことであつた。九月九日發せられた内閣告諭號外の中に「凡そ難局を開闢し國運の隆昌を圖る道は我が尊嚴なる國體に基き盡忠報國の精神を振起して之を國民日常の業務生活の間に實踐するに在り、今般國民精神の總動員を實施する所以も亦此處にある」と述べられてゐる通り、國民精神總動員運動は實に事變對處の國民實踐運動として生れたものである。

かくして中央には有力な外郭團體として國民精神總動員中央聯盟が結成されることとなり、地方には地方長官を中心として官民合同の地方實行委員會が組織されることとなつた。

二、本運動の發展

この運動は前述の通り事變下に於ける國民の實踐運動である建前から「日本精神の發揚」、「社會風潮の一新」、銃後後援の強化持続、「非常時經濟政策への協力」等の實踐事項が掲げられ、この實踐目標に對して更に實踐細

目が決定されたのである。

かくして九月十一日、政府主催の下に東京市日比谷公會堂に於いて國民精神總動員大演説會を開催し、近衛内閣總大臣をはじめ馬場内務大臣、安井文部大臣からこの歴史的な國民運動に對し國民の協力を求めた。次いで十月十二日には國民精神總動員中央聯盟が結成され、十月十三日から同月十九日迄一週間、國民精神總動員強調週間が實施された。ポスターに、ビラにラヂオにパンフレットにこの運動の宣傳は華々しく展開されたのである。

十一月三日には明治節奉祝の國民的行事が定められ「國民奉祝の時間」がはじめて設定された。これ以後四大節の國民奉祝行事が行はれることとなつた。
南京陥落を以つて事變は第一年を終り、翌昭和十三年事變下の紀元節を機として國民精神總動員第二回強調週間を設け、國體觀念の明徳、日本精神の昂揚を強調し、四月三日神武天皇祭に當つては八紘一宇の聖旨の開明に努めた。

昭和十三年度の實施基本方針は四月廿八日の閣議で決定され、茲に國民精神總動員も長期戰に對處し時局認識の徹底、國民精神の昂揚と相並んで經濟戰對處の運動を展開することとなつた。更に六月三十日の次官會議で國民數化運動に關する宣傳實施基本計畫の變更が決定され、一切の教化宣傳がこの國民精神總動員に集中されることとなつた。

六月二十一日より一週間、貯蓄報國強調週間が行はれて以來、事變下に於ける國民貯蓄の重大意義は漸次國民に理解されて來なが、物資の需給調整、物價騰貴の抑制など經濟戰遂行のための實踐躬行、即ち、消費節約、物資活用、廢品回収、貯蓄實行、生活刷新、生產增進等を強調する必要が益々痛感されるに至つた。七月七日事變勃發一周年を迎へて行はれた一戸一品獻納運動は金屬類の募集に限られたが、全國に於いて七十九萬餘圓の多額に達した。

三、本運動の新展開

七月下旬から八月にかけて全國各府縣で經濟戰強調週間を設定し、それゝこの重要性を強調し、各地で經濟戰對處の生活實踐項目などを申合せ、實行に移された。これ以後經濟戰の實踐運動は繼續的に實施されることとなり、各地方に於いて適宜週間、強調日等が設けられた。

一方これと併行して國民心身鍛錬運動(八月一日～二十日)、銃後後援強化週間(十月五日～十一日)、國民精神作興週間(十一月七日～十三日)などの週間が逐次設定されて武漢三鎮陥落前後の國民の志氣を昂揚し、その緊張を保すに相當役立つたのである。

昭和十三年十一月三百政府聲明を機として事變は更に新段階に入り國民精神總動員も東亞新秩序建設の運動に向はねばならなくなつたが、未だ新らしい展開を見ずて事變第二年は幕を閉ぢた。

事變勃發以來相當の效果を挙げた國民精神總動員の運動も、その實施に伴つて缺陷を認められる點も生じて來た。本運動の缺陷として指摘されるものを擧げれば左の如きものがある。

△運動が天降りで中心指標の明確を缺いてゐた。
△從來の運動は一般農村には徹底してゐるが、都、府、縣、廳、署、方面及び上層に徹底せず、特に東京に於ける運動は不徹底である影響を及ぼす。
△本運動の眞の徹底度は市町村並びに學校當局、或ひは各種團體の幹部等に止まり實質的下部省、各家庭の個人に徹底する域に達せず。
△一時的眞似運動に止まり恒久的實行性を缺く。

△横の關係即ち中央地方に於ける各省各團體、就中地方有力者の協力に於いて缺く所が多い。
 △中央からの通牒だけでは效果薄し——當局者は率先して實踐すること。
 △時局認識の不徹底と秘密主義の缺陷——或る程度知らしむべし。
 △強調問題濫發の嫌ひあり。
 △運動目標多岐に亘り抽象に過ぎる觀あり。
 △運動方法高談的にして具體性を缺く。
 △政府と中央聯盟との運動の關係一貫を缺くこと。
 △地方實業委員會の現狀は單なる詮問機關にして形式に流るゝ嫌ひなどせず。
 △各團體の横の連絡を缺く。
 △運動が形式的である。又中央よりの指令が時日切迫して發せられる。

△運動に關する豫算過少のため地方に於ける活動が不十分だつた。
 これらは内閣情報部から各方面に發した照會に對する回答のうち、代表的な意見であるが、大體に於いて率直に缺陷を突いて居り反省のよい資料であると思はれる。何等かの形でこれらの點について是正する必要が認められたのであつた。

事變第三年を迎へ、新東亜建設に對處するにはこの運動を強化して綜合國力の充實發揮、國家總動員態勢の強化に資せしめることが緊急問題となり、早急にこれ等の缺陷を除いて國民精神總動員をして眞に官民一體の舉國實踐運動なるの實を擧げなければならなくなつたのである。茲に本年二月九日閣議に於いて、強化方策が決定され、政府、中央聯盟の機構を整備し(週報第一三一號三頁参照)地方の機構を充實して再出發することとなつた

のである。

機構改革　官民一體となつて企畫をして、官民一體となつて實踐するため先づ政府側と中央聯盟との中間に官民一體の國民精神總動員委員會が新たに設けられ、運動の基本的な企畫をこの委員會に於いて決定することになつた。即ち從來官製運動、天降り運動といふ非難があつたのに省み、官民一體の舉國實踐運動の實を擧げようといふのがこの委員會の目的である。

第二の改革は政府側機構の一元化である。從來主として内閣情報部、内務省、文部省で企畫し、各省それをれ實施して來たものを、内閣總理大臣の主管の下に國民精神總動員に關する一般事項を内閣情報部をして掌管どらしめ、各省はそれ／＼相協力して所管の分野に於いて國民精神總動員を實施することになつた。例へば文部省は教育教化方面に於ける國民精神總動員を、大藏省は府藩獎勵とか金集中を、商工省は物資節約の方面をといふ風に、各省はそれ／＼國民精神總動員運動を施策の上に實現して行くのである。かくしてこれはあくまで各省總掛りの運動なのである。

第三の改革は中央聯盟の改組擴充で、之がため政府は中央聯盟に對する補助金を増額し、その積極的活動を要望したが、中央聯盟は理事の更改を行ひ事務局を擴充し、加盟團體の積極的活動を促すと共に、實踐網の整備、指導者の養成等にまで乗り出す態勢を示してゐる。

地方廳の機構も中央と相呼應しその活動を積極的ならしめるため、一元化の必要を生じ、既に事務局の設置された府縣も相當あり、その他の府縣に於いても事務の一元化につき各種の工夫がめぐらされてゐる。

運動内容の改善

機構の改革と同時に内容的な改善も行はれた。先づ第一にこの運動に綱領が與へられた。

從來は「舉國一致」「盡忠報國」「堅忍持久」といふやうなスローガンはあつたが綱領は無かつた。そこへ新たに

一、慶國の大理想を顕揚し東亜新秩序の建設を期す

二、大いに國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す

三、一億一心各その業務に精勵し奉公の誠を效さむことを期す

といふ三つの綱領が與へられた。これによつてこの運動は東亜新秩序建設といふ大目標に向つての強力日本建設運動であり、このための國民奉公の實踐運動であることが明白にされた。そしてかゝる運動となるために、は、時局認識の徹底と「新東亜建設の擔當者たるべき横溢せる精神力と卓絶せる國民道德との振起演習」、經濟國策への積極的協力、體力の向上、生活の刷新、銃後後援の強化等が要請されるのである。

第二の改善は官民協力の點である。從來とかく官民相互の間に圓滑な意思の疏通を缺き運動の徹底を阻害してゐたので、特にこの點を考慮し「眞に官民一體の實を擧げ明暎闊達なる國民運動たらしむること」とし、更に相互の活動分野を定めて「政府諸機關は自ら率先して一致協力の實を擧げ本運動の趣旨を絶えず積極的に庶政の上に具現し」、「各種團體は相共に國民精神總動員中央聯盟を中心として緊密なる連絡の下に充分なる機能を發揮する」ととなつたのである。而して「官民共に指導的地位にあるものの率先實行」を特に強調したが、從來の苦い經驗に顧み、以上のことことが出來るなら本運動は必ず成功すると思はれる。

第三の改善は形式主義の打破である。之がため「日常生活に於ける實踐と修練とを第一義とし、週間運動等はなるべく統制し徒らに形式に墮することを排し、運動の展開に當つては「努めて地方の實情、運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に行ひ」、地方の實情に即し、重點主義によつて運動をする」となつたのである。特に青年及び婦人の奮起協力を求めると共に都市については格別に考慮を拂ひ、販賣、產業關係者の自肅自戒を徹底するなど對象に應じて眞體的な運動を展開することとなつたのである。

四、今後の國民精神總動員運動

以上の如くこの運動は新展開の基本方針に基づいて再出發したのであるが、この運動が生きるか死ぬかは、今後の我々全體のこれに對する心構への如何にかゝつてゐる。そして興亞の大業を我々の責任に於いて成就せんとするからには、どうあつても一億一心、一丸となつてこの運動を力強く發展せしめねばならないのである。

一、簡素生活の實踐
二、物資の愛用
三、空閑地、荒蕪地の活用
四、金面の消費節約
の八つの實踐項目を掲げ、特に趣旨の徹底方法、貿易産業關係對策、實踐網の整備、業者の協力等に努めることになつた。

以上二つの委員會決定はそれ／＼官民兩方面より更に具體化され、國民の實踐運動として展開されるわけであるが、更に委員會は三つの事項を採り上げて基本方策を企畫しつゝある。即ち第一は「更に一層緊張せしむる爲時局に照應する政治的社會的態勢を促進する基本方策」であり、第二は「公私生活を刷新して戰時態勢化する基本方策」であり、第三は「勤勞の増進、體力の向上に關する基本方策」である。即ち第一の問題はさきに決定された「時局識徹實方策」に關聯して當然企畫さるべきものであり、第二の問題は第一の問題に關聯し、又さきに決定を見た「物資活用並に消費節約の基本方策」を徹底する上に於いても當然企畫さるべきものである。第三の問題は新展開の基本方針に基づき時局下國力の増強を圖る上に極めて緊切なる問題として當然採り上げらるべきものと思はれる。

而して第一、第二の問題は共に國民精神總動員が單なる教化運動でなく政治的な目標を持つた運動である限り當然採り上げらるべき問題であるが、たゞこゝに注意すべきはこれ等の問題が審議されることを見て國民の一部に「之が國民精神總動員の總べてなり」と誤認される危険があることである。勿論國民精神總動員の運動を阻害する現象は勇敢にその除去に努めねばならぬのであるが、不健全なものを除去するだけ積極的に健全なものを建設する努力が伴はなければこの運動は決してその究極的目的を達することは出來ない。即ち荒木國民精神總動員委員會委員長の言はれる「剛健にして賴母しき國民、清明にして住心地よき日本」の建設が必要なのである。

新東亞建設のために勿論國內の態勢を整備して國家總力の充實發揮を圖らねばならない。之がため不健全、不合理な政治的社會的事象を除去することは勿論必要であるが、同時に明朗闊達な國民運動とし、一億一心その業務に精勤し奉公の誠を效す國民的實踐をこの運動の主眼としてゐることを忘れてはならない。一方に於いては新らしきよき政治、新らしきよき社會、即ち國民精神總動員の實施を可能ならしめる諸態勢を整へるための努力がなさると共に、他方國民の一人一人が日々よき國民生活をなすこと、即ち日々の實踐が眞の國民精神總動員であるべきである。

であるべきである。

最近第2特別委員會で企畫しつゝあつた案が新聞紙上を賑はし、賛否兩論が巷間に囁はされてゐるが、その中にはこの案の廢止事項についてのみ論じこの運動をあたかも「からず運動」の如く誤解してその本質を忘れてゐるかの如きものも尠くない。國民精神總動員の運動は取締とか強制を俟つまでもなく國民の自發的活動に依つて實行すべきものであつて、官憲はこの運動を國民運動として助長して行くことを願ひ援助すべき地位にあることを特に強調して置きたい。第一特別委員會の問題についても更に「一層緊張せしむる爲」とあるので明らかに國に、國民の緊張味を減退せしめるやうな政治的社會的不健全現象を絶滅することが眼目であつてこれが直ちに國民精神總動員運動の全部ではない。むしろ運動を圓滑に遂行せしめるための當然爲さるべき豫備的工作であるといふべきであらう。

國民精神總動員の運動は以上屢々繰り返へて述べて來たやうに今次事變に對處して起された國民の實踐運動である。この運動の成否は今次事變處理の鍵ともいふべく、また東亞新秩序建設の原動力でもあるから、全國民は小我を捨てて大和協力、各々その公私生活を通じこの運動の實踐に向つて邁進すべきである。之がためには、勿論この運動に全國民の知性を動員し得るやうな確固たる指導理論の確立を必要とすると共に新らしき國民體制のための實踐網組織の整備確立との積極的活動が期待されねばならず、これが今後の本運動展開上の重要な問題であると思はれる。

かくあつてこそ、我々が事變と共に本能的に精神的團結の帶を固くした我々の國民態勢が、眞に力強く思想化し、また組織化し、國家總力戰勝勢の強化をもたらし、皇國をして眞に新東亞建設といふ世界史的課題を擔當せしめ得ることとなると信ずるのである。精勤の新展開の目標も究竟するところこゝにあるといへよう。

抗日勢力の現況

——支那事變二周年にあたりて——

陸軍省情報部

支那事變勃發以來既に二周年を経過し、故に事變第三年の七月七日を迎へるに至つた。この間御稜威の下、皇軍將兵の忠勇義烈と、國民銳後の後援活動とに依り、今や北支、中支及び南支に歴々たる勝利を獲得して威武を中外に宣揚し、東亞新秩序建設の素地を形成した。われ等は先づこの大業の人柱となつた六萬の英靈に對し感謝の誠を捧げなければならぬ。今茲に興亞大業の敵たる抗日諸勢力の實状を再検討して、事變第三年の七月七日を迎ふるに方つての覺悟を固めることとしよ。

一、抗日諸勢力の現況

蔣政權は相次ぐ敗戦にも拘らず、今尚ほ勃發なる抗戦を繼續しつゝある。敵は武漢喪失迄を對日消耗戦の第一

期、以後を第二期反抗準備期とし、第三期を攻勢轉換期

と豪語し、抗戦能力の向上に努力しつゝある。

先づ彼の武力戰遂行能力を検討しても見ると、武漢攻略も、抗日思想の維持強化に努め、皇軍の肅清工作を妨害しつゝある。

軍當局は軍の再建に必死の努力を拂ひ、今日に於ける兵數は約一百四十ヶ師、百五十萬に達したものと判断される。數字から見れば相當の大ではあるが、實質は到底昔日の比ではないことは、南昌、漢水作戦等の經過にこれを見ることが出来る。本年四月までに敵の受けた損害は推定二百三十萬で、わが軍の鹵獲火砲一千二百門の多數に上る一事實を以つても、皇軍の戦果が如何に偉大であるかを知ることが出来る。

支那空軍はわが勇敢なる陸海軍航空隊のために次ぎに擊滅され、事變以來その損害數は二千機を突破する。彼は今や成都、昆明の奥地に逃避し、僅かに餘喘を保ちつゝある。現在機は二百機内外ではないかと推定されるが、ソ聯その他の援蒋諸國からの補給によつて空軍の再建を企圖しつゝある。

國民黨軍と共に抗日戰線の一翼となす共產軍に就いて見るに、北支に於いてはその兵力正規軍三ヶ師、獨立師團四個、合計約十二、三萬、陝西省延安を根據として山西内遼縣、汾陽附近及び山西、河北、察南の境界附近に配置されてゐる。中支に於ける共產軍（新編第四軍）は、その兵力約五萬、軍司令部を涇縣（南陵）、太平中間地域附

近に置き、主力は鎮口、南京、安慶間、揚子江南岸地區に一部は洪澤湖附近、大別山脈方面に進出してゐる。共產軍は國民黨軍と統帥系統を異にし、得意の赤化工作によつてわが占領地域外は勿論、皇軍占據地域内民衆にまで候ななければならぬ事は申すまでもない。この意味に次に支那軍補給能力に就いて検討して見るに、軍需工業皆無ともいふべき支那軍としては一に第三國の援助による。英佛・ソ等の援助によつて萬難を排して建設せられたる地域の一部を代償として英に與へたとのことである。マ及び西北外蒙方面的三援蒋ルートとわが沿岸封鎖の目をかさめる以外には手段がない。これ等の補給路は、英佛・ソ等の援助によつて萬難を排して建設せられたる。傳ふる所によれば、國民政府は英領ビルマに隣接する。然し各種天然の惡條件を克服してその能力を發揮し得る。明年末迄には完成し得る計畫であると云はれつゝあり、明年来には完成し得る計畫であると云はれ

蒋介石の統制力は如何。敗戦に次ぐ敗戦に彼の焦慮察するに餘りある。武漢失陥による國民黨勢力の失墜は共産黨勢力の跳梁となり國共兩派の廻轍を深刻化し遂に汪兆銘の重慶脱出となつた。汪兆銘は事變以前から對日抗戦の無意義を論じ、歐米依存の迷夢を醒し、共産黨排撃を高調しつゝあつた。彼の發した和平救國の聲明が、支那知識階級に與へた反響は、相當深刻なるものがある。今や政府の財政は愈々窮乏を告げ、内には和平氣氛に擡頭し、前途に希望なき抗戦を續けつゝある蔣政權としては座して衰滅を俟つのみである。然しながら蔣政權は今尚ほ中央軍百ヶ師を保有し、その裝備も地方軍閥に比べて優良であつて、地方軍閥に對する壓力は依然保持せられつゝある。

蔣政權が相次いで敗戦してゐるにも拘らず、今尚ほ援蒋行為を繼續するソ聯及び英國の最近の態度は如何。最近の歐洲の逼迫した情勢は、援蒋國をして遠い東洋の紛争に介入策動するよりも、自國の國防強化に専念せざるを得ないやうにさせ、國民政府を一喜一憂せしめつゝある。然しながら目下の情勢に於いては、日本の極東に於ける自由行動を拘束するのを目標としてその極東政策、

機を進出させ、同地方に於いてソ聯人を以つてする軍事教育を實施する等の援助を行ひつゝあるが、最近注目すべきは西北部へ進出せしめた飛行機を支那側の自由に委せず、ソ聯人自らの手によつて動かしてゐることである。又對蔣援助の代價として支那西北地區の共産化容認を要求したとの説等も傳へられる。最近満蒙國境方面に於いて、ソ蒙軍が不法行為を繰り返しつゝある眞意が奈邊にあるかは今さら論議の要はない。たゞ實力を以つて當る以外に手段はない。その他の諸國に就いては記述を省くこととするが、東亞新秩序建設の進展に伴ひ、東亞に存在する不當勢力との摩擦は今後益々激化することが豫想される。

二、總力戰態勢の確立に就いて

之が爲め今後支那大陸に於ける殘存抗日政權に依然武力制壓を加へ、占據地内の治安を確保すると共に、國際情勢に處して遺憾ながらしめるためには、今後戦力の増強充實は必至であつて、之がためには人的、物的資源の擴充供給を以つて不可缺の要件とするのであるから益々綜合國力を擴充し國家總動員の諸態勢を強化せねばな

を割定してゐることは固よりのことであつて、對蔣援助も亦この舊觀念の下に依然繼續せられつゝある。なかんづく英國最近の動向はわが國朝野の最大關心事となりつゝある。武漢陥落當時態度稍々不鮮明を傳へられた英

政府は、去る三月法幣安定資金として一千萬磅を融通し、その援蒋態度を明らかにした。その他武器輸入に於いても依然なる援蒋行為を繼續しつゝある。一方その有する世界通信網を以つて、嘗つて世界大戰當時、世界に向つて行つたドイツ誹謗宣傳戦と同一の戦法を以つて、對日惡感情の醸成に努めつゝある。

最近上海・廈門・天津租界に於ける治安上の紛争を繰り返すの關係は、英國が支那事變の意義に目ざめない限り、彼の在支權益保護も不可能となる。事變解決のため英國の敵性を一掃せねばならぬとは今や我が國朝野を擧げての輿論となりつゝある。

一方ソ聯は北方から露骨な援蒋行為を繼續してゐる。最近の歐洲情勢の逼迫は、ソ聯に寧ろ有利な立場を招來し、國民政府の懇請と相俟つてその政治的進歩を強化し得ることとなつた。ソ聯は最近桂林・貴陽・昆明等に飛行始めて現下事變の解決を迅速容易ならしめ得ると共に、今後豫想される國際情勢の轉機に處し、克く第三國等をしてわが國策の遂行、東亞新秩序の建設に干渉妨害を加へる間隙をなからしめ得るのである。

結言

時局の前途は尚ほ遼遠であつて、國を擧げて長期持久の態勢を強化し、飽くまで戦爭繼續の決意を固めることを必要とする。歐洲大戰の戦史を見ると、參戰各國共に戦爭第三年頃から國民の一部に緊張を缺き、之が國民の團結を阻害し、延いて第一線將兵の戦力にまで影響した事實があるので鑑み、事變第三年に入るに方り國民戰意の昂揚と持久とに努力することが吾等の責務であると考へられる。

戦局の進展と海軍の行動



— 事變二周年に際して —

海軍省海軍軍事普及部

はしがき

聖戰^{セイツク}に満二ヶ年、皇軍の武威^{ムカヒ}よく揚り、新東亜建設の諸工作漸くその緒に就いたとはいへ、蔣政權は斷末魔の喘ぎの中にも依然として抗日を叫び、その率ある

抗日軍は英ソ以下援蔣第三國の援助の下に蠢動^{スンドウ}しつゝある現状であつて、従つて皇軍の武力戦は依然として續

行せられ、戦局は蔣政權並びに英國の皆に躍る第三國群の直動に比例して益々擴大されるに至り、舉國一致、時艱を克服する必要は益々増大してゐるのである。

昨年宋制海、制江、制空一年有半（週報第一一五號）と題して、事變一周年以後に於ける海軍作戰行動の概要^{カイヨウ}を述べたが、今こゝに事變一周年記念日を迎へるに當

り、更に爾後に於ける作戰行動の經過を要約して述べることとする。

戰況の詳細に就いては其の都度「週報」に掲載された通りであるからこれを省略することとし、こゝでは海軍が現に實施しつゝある各種作戰の意義を明らかにしたいと思ふ。

一 制 海

で來たところである。

即ち我が作戰と外交とは、共に搖ぎなき我が西太平洋の制海權を絶對不可缺の基礎とするのである。

今や二ヶ年の征戰は抗日支那軍を徹底的に撃破して、いはゆるゲリラ戦の蠢動以外、敵をしてはや再起不能の窮地に陥しいるに至つたとはいへ、次に来るべきものが、事變處理の政治的、經濟的諸問題を中心とする列強との外交戰であることは云ふまでもない。既に帝國と援蔣第三國との間に展開されつゝある外交交渉は、其の前哨戦に外ならないのであつて、外交戦はこれより漸く醸^{なまけ}ならんとする形勢にあるのである。最近租界問題その他に關して、帝國と英國との間に釘^{くわ}し出された藤の如きは、多難なるべき國際關係の將來を憂的に示唆するものであるといへる。

かくて極東に關係を持つ列強は、ひたすら海軍軍備の擴充を圖り、以つて東亞に對する發言權の強化に努めつゝある現状である。

加ふるに歐洲は今や風雲急を告げて正に一觸即發の危機を孕み、やがて世界大戰亂の勃發をさへ憂慮せしめ

らるゝ趨勢にあるのである。

この間に處して、我が西太平洋の制海權は一段の重要性を増したと云ふは思が、實に皇國の獨立生存、發展の爲めに絶對不可缺の要件となつて現はれ、われへに強く覺醒を促してゐること、今日より大なるはないのである。

即ち端的にいへば、過去二ヶ年聖戰^{セイツク}の遂行に絶大なる寄與をなし來つた我が制海權は、今や更に其の負擔を加重せられ、當面の支那事變の處理と共に、我が世界政策の遂行を全からむる務を果さねばならぬのであつて、帝國海軍の責務はいよいよ以つて重且つ大なりと謂はねばならぬのである。

二 封鎖部隊の苦労

封鎖が何故に苦悶であるかと云ふに、少數の艦艇を以つて廣大なる範囲の封鎖を實施すること、並びに常に海上に在つて大自然の猛威と闘はなければならぬことも、素より難事であるといへるが、それよりも封鎖部隊將兵を常に悩ましつゝあるものは、いはゆる平時封鎖の虚勢に付け込む援蔵第三國の妨害行為であると謂ふべきである。

陸に江に又空に皇軍の戦果がます／＼擴大され、いよいよその輝きを増しつゝある時、我が封鎖部隊は或ひは嚴寒酷暑に耐へ、或ひは日夜風浪と闘ひつゝ、而かも限られた少數の艦艇を以つて、孜々黙々として蜿蜒二千数百浬に亘る支那沿岸の封鎖を續け、ひたすら敵軍の軍需品、重要資材補給源の根絶を期して既に満一年不離の奮闘を續けて來たのである。

今や重要港灣の殆んど全部を我が軍の爲めに奪はれた敵は、窮餘の策として沿岸各地に於いて専ら密輸を行つてゐる状況であつて、従つて我が封鎖艦艇の任務も亦いよいよ多事多端となつて來た譯である。即ち封鎖部隊はます／＼警戒見張を周密にして無数の怪獣

を取扱へると共に、船舶の旗検査貨物の調査を嚴重にしてあるが、援蔵第三國の船舶がいはゆる平時封鎖の間際に乘じて、而かも軍艦旗の庇護の下に密輸を實施し、支那ジャンクを駆使して各地の匪賊や遊撃隊に武器彈薬を供給しつゝある現状であり、従つて封鎖艦艇の任務の複雜至難なる、その將兵の勞苦の甚大なる、蓋し想像に餘りあるものがあるといへよう。

一例として北支方面的港灣に出入港した船舶の數を見ると、本年五月二十一日より同三十一日迄の僅か十日間の統計に依つても、芝罘、威海衛に出入港した船舶の數は左記の如く多數に上つてゐる（數字は隻數）。

支那(新政府)	芝 罂	威 海 衛
四月	一七	一八
五月	三〇	三六
六月	二二	二二
七月	一八	一八
八月	一七	一七
九月	三一	三一
十月	一	一

(一) 芝 罂

(二) 威 海 衛

日本　　支那(新政府)　　芝 罂　　威 海 衛
四月　　一　　一　　一　　一
五月　　一　　一　　一　　一
六月　　一　　一　　一　　一
七月　　一　　一　　一　　一
八月　　一　　一　　一　　一
九月　　一　　一　　一　　一
十月　　一　　一　　一　　一

作戦の至重至要なる任務である。

武漢攻略戦や廣東攻略戦の完了を以つて江上作戦がノルウェーイギリス

而して各國出入港船舶の割合は、中、南支方面の各港に於いても大體同様であり、特に英國船舶の割合せることは事變以來一貫せる現象であつて、注目に價するところである。而かも支那沿岸各地に分派された英國海軍の小艦艇が常に自國商船並びに支那ジャンクの庇護に任じて密輸に協力しつゝある状況であつて、この事は機微なる國際的紛糾をも生じ易いので、いはゆる平時封鎖の任務に從事しつゝある我が封鎖部隊の行動をしてます／＼困難ならしめつゝある實狀である。然しながら第三國の援蔵行為にも拘はらず、不斷に續けられつゝある支那沿岸航行遮断の效果は、今や深刻に抗日支那の經濟に、又直接その國民生活に、影響を及ぼすに至つたのである。

三 江上作戦と制江權の確保

制江權は制海權の延長である。制江は制海と共に海軍

武漢三鎮攻略以後、我が遼江艦艇は尙ほも上流へ上流

航行を以つて啓開し、之を進路とし、之を兵站地として支那大陸奥地に偉大なる戦果を收め得たが、この長大なる長江の水路を安全に確保してゐない以上、皇軍の輝く戦果を永く保全することは出来ない。それこそナボレオンのモスクワ遠征と同じことになつてしまふであらう。即ち江上作戦の眼目は制江權の確保にあるのであって、水路の清掃は勿論のこと、沿岸各地に於ける殘敵匪賊、遊撃隊等の剿滅と云ふことが必要であるばかりでなく、更に積極的に江上權の擾亂を招來するやうな諸原因を除去することも必要となつて来るわけである。揚子江や珠江航行権問題が起るのもこのためである。

かくの如く江上作戦は重要な意義を有するものであつて、事變の終始を見るに至らぬ限り終始續行されねばならぬ重要な作戦行動であることを知らねばならぬ。

(1) 揚子江部隊

へと進撃を續け、昨年十一月十三日其の先頭部隊は岳陽

(二) 珠江部隊

(岳陽)に突入、これを占領し遂に漢口、岳陽間百三十浬の水路啓開を完了した。爾後も引續き岳陽、漢口間並びに漢口下流數百浬に亘る水路の掃海擴大、水中障礙物の排除に全力を傾注し我が兵站線の安全確保に努めたが、本年初頭より時恰も減水期に入った爲め、浮出機雷が頗る多く、同部隊に於いて處分した機雷は多きは一日數十箇にも達した状況であつた。その間沿岸各地に出現して我が兵站線を観測し、或ひは民船掠奪を事とする敵匪を剿滅し、又いはゆる四月攻勢の敵遊擊軍を隨所に反撃撲滅して敵の企圖を完全に挫折せしめた。

一方三月鄱陽湖方面作戦の開始せられるや江上艦艇は數ヶ所に設けられた堅固な警戒網を强行啓開、突破しつゝ、陸戦隊、航空部隊並びに陸軍部隊と緊密なる協力の下に、頑敵を擊破し三月二十三日鄱陽湖西岸の要衝吳城を占領、四月三百水路南昌に進出、更に同二十三日南昌上流市又街に到達し、爾後我が主要補給路の完成確保に任じつゝある。

最近に於ける活躍状況の一例を示せば左の通りである。即ち本年五月二十二日以後一週間の成果は、
○ 捕獲ジャック數：二八四隻、内拿捕四、沈没二、他は追放、
○ 五、石油約五、三〇〇噸、粉炭二〇噸、木材四〇噸、砂糖
、野菜、鍋餌、雜貨多量
○ 而して本年一月以降五月末迄の處分機雷數三三七
(累計六五四)に達する。

尙ほ江上作戦は揚子江、珠江の外、北支方面に於いて

も行はれ、本年三月下旬海軍艦艇の一部は陸軍部隊を掩護して灌河、鹽河、射陽河等に進撃して、灌水、海州、阜寧等の要地を占領した。

(四) 陸戦隊の奮戰力闘

海軍陸戦隊は常に江上艦艇と協力して江岸の殘敵剿滅及び要地の占領に從事しつゝあるのみならず、北、中、南支の要地を占據して治安の維持に任じ、殘敵匪賊の掃蕩に從事して戦果を擴大しつゝある。即ち北支に在つては、威海衛、芝罘、連雲港附近の殘敵を掃蕩し、中支に於いては本年初頭江陰の匪賊を殲滅した外、三月鄱陽湖附近の戦闘に從事して、海陸協同作戦の輝く戦果を收めた。又南支方面に於いても、陸戦隊は終始珠江部隊と協力して殘敵の掃蕩、遊撃隊の撃滅に任じつゝあり、尙ほ現に海南島攻略戦に從事して目ざましい戦果をあげつゝあることは周知の通りである。この間我が陸戦隊は、或ひは海軍航空部隊と協力し、或ひは陸軍の作戦を掩護して、よく協同作戦の成果をあげ、いよいよ海軍陸戦隊の武威を中外に宣揚しつゝある。

(五) 海軍航空隊の奮戰活躍

我が海軍航空隊は事變以來天候の許す限り、一日として其の行動を休止したことはなかつた。今や事實上支那空軍を殲滅して全支の空をその鶴翼下に收めるに至つたが、その戦闘経過を概観すれば次の通りである。

即ち昨年十二月下旬以降、南支方面にその主力を注ぎ中支、北支方面の爆撃これにつぎ、或ひは陸戦隊、或ひは江上掃海作戦に呼應し、又陸軍作戦に協力して日夜絶間なき攻撃の成果を揚げた。而して四月中下旬となり、中春の好時節を迎へて全戦域にその威武を發揮し、偵察に、攻撃に、陸戦隊の殘敵掃蕩戦に、或ひは江上掃海作業に、又は陸軍部隊の作戦に大いに協力し、南支方面の活躍最も目ざましいものがあつた。殊に長慶重慶、成都をも衝いて捕々たる戦果を收め五月三日以降矢継早に決行された敵都重慶の連續爆撃に依つて今や四百餘州廣しと雖も蔣の身を置くに所なき有様となつた。

かくて事變以來本年五月末日迄の間に於いて我が海軍航空隊のみに依つて轟炸爆破した敵機の數は累計約一、五六一に上つたことは既報の通りで、爾後も漸次その戦果を累積しつゝある現状である。

結言

之を要するに事變以來我が海軍作戦行動の根本方針は終始一貫不變であつて常に戦局の進展に應じて善戦善戦、克く皇軍の戦果を保全し擴大し歩一步聖戰究極の目的に向つて巨大なる歩みを續けつゝあるのである。

而して本期間中特に顯著なる作戦の例として二月十日を以つて開始せられた海南島攻略戦と、四月初頭南昌攻略に至る迄の前哨戦たる鄱陽湖方面作戦及び最近の油頭攻略戦(通報第一四一號)を擧げることが出來よう。前者は豫てより廣東を攻略して海南島をとらざるは盡龍點睛を缺くの憾みありとの全國民の要望に満足を與へた快心の大作戦であり、後者は江上艦艇・陸戦隊・陸軍部隊・航空部隊の各隊が緊密なる連繫連絡の下に各其

の固有の任務を果しつゝ有機的機能を遺憾なく發揮して、江、陸、空協同作戦の典型的戦果を收めたものである。今や征露滿二ヶ年皇軍の武威支那大陸を席巻し事變當初に於けるが如き大會戦は漸く其の機會を減少しつゝある觀ありとはいへ、尙ほ蔣政權は奄々たる氣息を續け抗日軍は匪賊的存在を續けて遊擊戦を執拗に繰り返しつある現状であつて、武力戦は依然として續けられ皇軍將兵の勞苦は以前に比較して却つてまさるとも劣らぬものがあるといへるのである。

而して蔣政權の敗戦につれて援蒋第三國なかんづく英國は漸次反目乃至抗日の敵性を露し來たり、最近コロヌス島、上海、天津等に於いて遂に日英衝突を見るに至り、茲に今事變は更に新たなる面貌を呈して來たのである。この時この際、われく全日本國民は更に一層嚴肅なる決意と覺悟を以つて舉國一致、毅然として來たるべき國難に對處すべき準備と用意を怠つてはならないのである。

(22)

昭和十四年上半期總目錄(第14六號)

(一月一六日)

内閣

▼事變三年を迎ふ	一六
▼内閣更迭	一七
▼時局の新たな段階と國家總動員法の發動	一八
▼第七十四回帝國議會に於ける平沼内閣總理大臣演説	一九
▼臣民の道(平沼内閣總理大臣講演)	二〇
▼電氣關係標準用語の決定	二一
▼時局に關する内閣訓示	二二
▼満洲經濟建設の現況	二三
▼國民精神總動員の新展開に際して	二三
銃後の聖戰　興亞大業の翼賛　實效を擧ぐるの道	
今後の總動員運動　國民精神總動員強化方策　國民精神總動員新展開の基本方針	
▼平沼内閣總理大臣訓示	二四

(この目録は取扱い上適宜御利用下さい)

▼物動計畫と生産力擴充計畫について	一五八
▼物の國勢調査	一五九
▼新東亜建設の歩み(特輯號)	一六一
中支の現勢　南支の現勢　支那民心を把握せよ　陳中文藝	一六一
中華民國臨時政府機構一覽　蒙疆の現勢	一六一
政權機構一覽　中華民國新政府機構一覽　北支那開發株式會社一覽　中支那振興株式會社一覽	一六一

官 内 省

▼時局下に於ける皇室の御近狀	一六二
▼復興東京帝室博物館について	一六三
▼皇子御誕生に關する御儀式について	一六四
▼國際政局回顧と展望(上)(下)	一六五
▼新支那の外交問題	一六六
▼英伊會議をめぐる歐洲政局	一六七
▼滿漢兩國の防共協定參加	一六八
▼第七十四回帝國議會に於ける有田外務大臣演説	一六九
▼西南支那の抗日新ルート	一七〇
▼スペイン戰爭終局	一七一

外務省

▼國際政局回顧と展望(上)(下)	一六二
▼新支那の外交問題	一六三
▼英伊會議をめぐる歐洲政局	一六四
▼滿漢兩國の防共協定參加	一六五
▼第七十四回帝國議會に於ける有田外務大臣演説	一六六
▼西南支那の抗日新ルート	一六七
▼スペイン戰爭終局	一六八

△五中全會について	... 119
△海南島攻略の反響	... 119
△ビルマの進捗	... 119
△上海租界について	... 119
△世界同族民族の現勢	... 119
△チエッコの崩壊	... 119
△日伊文化協定について	... 119
△イラシ國事情	... 119
△日ソ漁業條約の妥結	... 119
△緊迫する中歐とバルカン	... 119
△赤色援蔵ルート	... 119
△米國の平和勸告と反響	... 119
△リトヴィノフ辭職の波紋	... 119
△トルコと海峽問題	... 119
△獨伊同盟成る	... 119
△香港貿易の變遷	... 119
△パルチツク諸國の情勢	... 119
△蔣政權の對外策	... 119
△時局と内務省	... 120
△時局とレコード	... 120
△木造家屋はどうすれば防火的に改修出来るか	... 120
△警防團とは	... 120
△護國神社制度の確立	... 120
△國道關門トンネルの話	... 120
△時局と兵器	... 121
△海南島攻略戦の新展開	... 121
△日露戰争より支那事變へ	... 121
△海州、安陸方面の作戰	... 121
△戰車と軍の機械化	... 121
△改正された兵役法	... 121
△南昌攻略戰の經過	... 121
△時局と農林省	... 122
△廈門攻略戰の回顧	... 122
△海南島攻略戰經過と海軍航空隊の行動	... 122
△太平洋の制海權と我が海軍	... 122
△日本海海戰の戰果と日露戰爭	... 122
△海軍の成果	... 122
△海軍作戰經過(至六月上旬)	... 122
△皇軍突如湘潭に進撃	... 122
△人事調停制度の確立	... 122
△戰時下の少年保護事業	... 122
△時局と讀書界の傾向	... 123
△宗教團體法案について	... 123
△萬民輔翼について	... 123
△氣象學と氣象事業	... 123
△青少年學生に勅語を賜ふ	... 123
△時局と讀書界の傾向	... 123
△馬政國策	... 123
△戰時下の米穀問題	... 123
△農村勞働力の問題	... 123

△靖國神社と日本臣民	... 119
△列國の陸軍軍備(上)(下)	... 119, 120
△敵の所謂四月攻勢	... 119
△軍用資源秘密保護法について	... 119
△大陸戰況概觀	... 119
△最近現地治安の狀況	... 119
△畜場作戰の概要	... 119
△草の利用について	... 119
△外蒙軍の狀況	... 119
△事變の戰果	... 119
△ノモンハン事件	... 119
△油頭攻略の意義	... 119
△海軍省	
△大陸建設と海軍力	... 120
△列國海軍軍備充實の情勢	... 120
△第七十四回帝國議會に於ける米内海軍大臣演說	... 120
△北支方面的掃蕩と海軍航空隊の行動	... 120
△海上權力の史的考察	... 120
△海軍戰況(至二月半)	... 120
△英國海軍の再建と對日作戰準備	... 120
△海軍作戰近況(至三月中旬)	... 120
△農林省	
△宗教團體法案について	... 120
△萬民輔翼について	... 120
△氣象學と氣象事業	... 120
△青少年學生に勅語を賜ふ	... 120
△時局と讀書界の傾向	... 120
△馬政國策	... 120
△戰時下の米穀問題	... 120
△農村勞働力の問題	... 120

商 工 省	
▼紹興、桑港兩地に開かれる萬國博覽會について	111
▼轉業對策の新施設	110
▼商工省の機構改正について	110
遞 告 省	
▼船員登録制	110
▼國民貯蓄獎勵運動の郵便貯金に及ぼした影響	111
▼電力國家管理の前進	110
▼テレビジョンの話	110
▼東亞電氣通信政策と國際通信戰	111
鐵 道 省	
▼列國の觀光國策	116
▼世界の鐵道	116
▼鐵道關門トンネルの話	117
厚 生 省	
▼國民登録制	118
▼絲綢奉公會について	119
▼國民健康保險組合の實績	119
▼職員健康保險制度に就いて	119
▼船員保險法案について	120

(4)



事 變 と 興 亞 外 交

外 務 省 情 報 部

支那事變が勃發してから早くも二周年を迎へた。事變後半歲にして首都南京を拠乗した蔣介石政權は、さらにその後一年にして、第二の據點と頼んだ武漢三鎮を追はれて、四川の奥地重慶に遷入し、全く一地方政權に轉落し、英ソ等列強の援助を得んで、辛うじて抗日の餘勢を保つてゐるに過ぎないのである。

かくて漢口の攻略を轉機として事態は長期建設の段階に入り、蒙疆北支・中支等の新政權の發展と相俟つて、支那の復興、東亞新秩序の建設に向つて進むこととなつたのである。

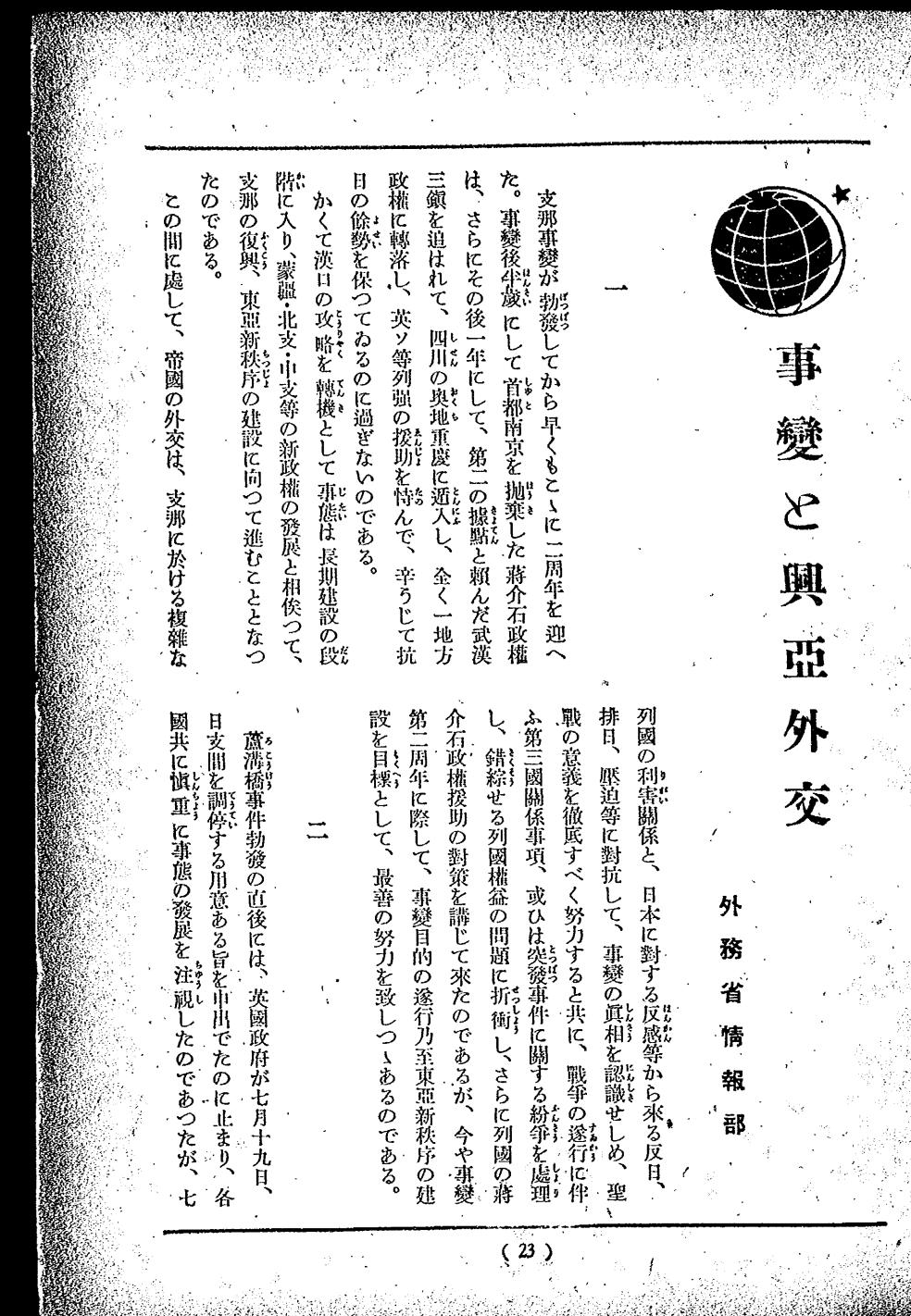
この間に處して、帝國の外交は、支那に於ける複雜な

列國の利害關係と、日本に對する反感等から來る反日、排日、壓迫等に對抗して、事變の真相を認識せしめ、聖戰の意義を徹底すべく努力すると共に、戰爭の遂行に伴ふ第三國關係事項、或ひは突發事件に關する紛爭を處理し、錯綜せる列國權益の問題に折衝し、さらに列國の蔣介石政權援助の對策を講じて來たのであるが、今や事變第二周年に際して、事變目的の遂行乃至東亞新秩序の建設を目標として、最善的努力を致しつゝあるのである。

蘆溝橋事件勃發の直後には、英國政府が七月十九日、各日支間を調停する用意ある旨を申出でたのに止まり、各國共に慎重に事態の發展を注視したのであつたが、七

(23)

二



月二十八日、我が軍が北京に入城するや、英米佛三國は、日支間の戦争回避を要望する旨を申入れて來た。

ついで戦火上海に波及せんとするや、八月十日、上海總領事團は、上海附近に戦禍の波及せざるやう、日支兩

國當局に希望する旨の決議を行ひ、十二日には英米佛獨伊五國大使から、居留民の生命財産の安全に關して同じく日支兩當局に申入れるところがあつた。

かくて愈々上海に於いて日支兩軍銃火を交へるや、英國政府は八月十八日、上海中立案を提議したが、爾來、英國の反目的的態度は露骨となり、また、他の諸國と共に共同戦線を張らうとする傾向が現はれたのである。

即ち、九月十二日、聯盟理事會に對して支那代表が提起するや、聯盟はこれを取り上げて、往年の滿洲事變に關する二十三國諮詢委員會に附託し、我が國を招請したが、帝國政府は九月二十五日、聲明を發して參加を拒絶した。よつて聯盟は九月二十八日の總會に於いて支那事變に關する一方的な決議案を採擇し、さらに英國の發議によつて九國條約國會議を召集することを決定したのであつた。

九國條約國會議は、十月六日招請狀が發せられ、ベルギーのプラッセルで開かれたが、帝國政府が十九日、不参加を聲明したので、遂に會議は有耶無耶に消滅してしまつた。

帝國政府は勿論これを拒絶したが、聯盟は三十日の總會に於いて第十六條による對日制裁を決議するに至つた。

こゝに於いて、帝國政府は、斷然聯盟諸機關との協力を終止することに決し、十一月二日その旨を聯盟に通告した。即ち、これを以つて、昭和八年三月、聯盟脫退以来も續けて來た聯盟の技術的諸機關との關係も、一切清算したのである。

この間、蔣介石政權に對して英ソ等の諸國は、或ひは財政的支持を與へ、或ひは武器を供給する等、直接對日抗戰に支援を與へた。然し、一方に於いて、獨伊は徹底的に日本を支持し、聯盟會議または九國條約國會議に於いて日本の立場を擁護し、或ひは在支軍事顧問を引き揚げる等、我が國に對して多大の好意を示したのであつた。

た。殊にイタリーが防共協定に參加し、また獨伊兩國が滿洲國を承認したことは、列國に對して大きな反響を與へた。

三

支那に於ける列強の利害は頗る複雑で、戰局の進展に伴つて、第三國との關係に於いて種々の外交的處理をする問題が起つて來た。

即ち、戰局が北支から中支、南支へと進展するに伴つてその作戦上の必要から、昭和十二年八月二十五日以來、

支那船舶に對して沿岸の航行遮断を宣言したが、との航行遮断に關して、それが自衛的措置であり第三國の平和的通商に干渉するものでないことを列國に徹底させるのに努めた。また支那船舶が第三國に船舶を移轉したやうに假裝して遮断を免れんとする奸策については、九月十八日在京大公使を通じて各國政府に注意を喚起したのであつた。

また、九月二十日、我が海軍が南京空爆を宣言するや、英米佛各國政府は何れも無防備都市爆撃に關する抗議を

申入れたが、これに對して帝國政府は同三十日附を以てその抗議の當らざる所以を説明した回答を與へたのであつた。さらに越えて、十三年に至り、廣東空爆が行はれるや、六月六日に英國政府が、また十七日にはソヴィエト政府が、またもや無防備都市爆撃に關する抗議を繰り返して來たのであつた。

さらに、我が軍の中南支作戰の進展に關して、六月二十一日各國に注意を喚起したが、なほ、南支作戰の開始に先だつて十月十二日、同じく各國政府に注意を促したのであつた。

また、本年に入り、二月十二日、海南島作戰が開始されたや、同島に最も深き關心を持つ佛國政府は十三日

に、これに續いて英國政府も十四日、米國政府は十七日、

いづれも海南島占領の目的、期間及びその性質等について説明を要求して來た。次いで、三月三十日、新南群島の編入が佛國政府に通告されるや、佛國政府は四月五日抗議を提出して來たのであつた。

以上の他に、戰爭の餘波として第三國關係に於いて不慮の災發事件が勃發した。即ち、上海戰の最中、一昨年

八月二十六日にはヒューガッセン英大使射撃事件が起り、また、南京陥落に際しては、十二月十三日に英艦レディ・バード号及び米艦ペリー号爆撃事件等が起つた。これ等の事件に對しては、いづれも英米政府との間に外交的折衝を行つた結果、それく圓満な解決を見たのである。

四

事變に於ける外交問題として、複雑な問題は第三國の権益問題である。しかも、一方に於いて英ソ等は、極めて露骨な蔣介石援助を行つてゐるので、この間に極めて微妙な關聯があり、從つて問題は甚だ複雑となるのである。

即ち、上海、南京の陥落の後、同方面に於ける治安の回復につくや、昨年五月頃から、米國政府は切りに上海大學の返還を要求する等権益問題に對する各國の態度が積極的となり、米國政府から南京その他揚子江下流地方への米國人の復歸問題を提出し、さらに第三國の権益尊重について申入れがあつた。

かくて権益尊重問題に對する各國の態度は漸次硬化し

且つ、英米佛三國の間に共同戰線的傾向が現はれ、十月六日、米國政府が門戸開放問題に關して抗議的質問を行つたのに始まり、漢口陥落の直後、十一月三日に發表された帝國政府の聲明と關聯して、同七日には、英米佛三國政府から揚子江の通商及び航行回復要求の申入れがあり、さらに十二月三十一日には米國政府から、越えて本年一月十四日には英國より、續いて十九日には佛國政府からそれく権益尊重、門戸開放に關して重ねて申入れがあつた。

これに對して帝國政府は、米國人の南京その他の揚子江下流地方への復歸問題に關しては七月六日の對米回答を以つて應酬し、英米佛三國よりの揚子江航行問題に對しては十一月十四日附の三國宛の回答に於いて説明し、さらに米國政府からの門戸開放に關しては十八日附を以て見解を開陳したのであつた。

五

敗戦に敗戦を重ねて奥地重慶に遁入した蔣介石政權が、我が猛烈な空爆下に脅えながら、なほ依然として對

日抗戦を呼號してゐるのは、英ソを初め列國の援助を得んでゐるからである。

國共合作、抗日人民戰線の結成を慾望したソ聯が、事變以來、いはゆる赤色ルートを通じて多數の飛行機、飛行士を初め、種々の武器を供給して居ることは周知の事實である。

フランス政府は事變の直後滇越鐵道を支那向け武器輸送には一切使用せしめない旨を聲明したが、漢口作戦のころから佛領印度支那を經て蔣介石政權に送られる武器が激増した。よつて昨年十月二十八日、帝國政府はフランス政府に對して武器輸送の禁止に對する真に有效なる措置を講ずべきことを申入れたが、我が廣東攻略によつて粵漢鐵道が切斷され、重慶への武器輸送路が杜絶するや、佛領印度支那を經て送られる武器の輸送は益盛になつた。

また、英國も香港を通じて盛んに武器の輸入を行つてゐたが、廣東の陥落以後は、いはゆる雲南・ビルマ新ルートを開設して、この方面から重慶に武器を供給してゐるのである。

六

しかし、英國の蔣介石政權に對する最も大きな援助は經濟的援助である。英國が借款或ひはクレディットの形式で蔣政權に軍費を供給しつゝあるとの説は、事變の當初からあつたが、英國は昨年十一月八日、輸出保償制度擴張を決定し、これを對支軍需品輸出保證に利用

し、さらに、本年三月八日、法幣安定資金一千萬ポンドを設定して法幣の維持を計つたのである。

かうした英ソ等の露骨な蔣介石政權援助政策は、現地に於いても至るところに現はれ、我が作戦の上にも、また新支那復興、治安回復の上にも大きな妨害を與へつゝあり最近、世界の注目を集めてゐる租界問題の如きも、この接觸問題にその端を發してゐるのである。

租界の存在は東亞新秩序建設の癌であるといはれて居るが、事變外交に於ける現地の問題として最も困難なものは租界の關係である。

北支より中支に戦局が擴大するや、租界關係の諸國は租界の安全に對して種々な申入れを日支兩富局に行つた

のであった。昭和十二年十一月上旬上海市内の掃蕩成るや、二十日、我が出先外務當局より、共同租界當局に對して抗日取締りを要求したが、この頃から、租界は抗日策動の根據地となり、頻々として抗日テロ事件が起るに至つた。これは單に上海の共同租界に止まらず上海佛租界、天津に於ける英佛兩租界及び廈門の共同租界である。

上海の共同租界に關しては、本年一月以來屢々我が方から治安維持を申入れ、或ひは抗日取締りの要求を行ひ、工部局側に於いても或る程度の協力的態度を示すに至つたが、尙ほ解決を要する問題が數多く残つて居り旁、五月三日、英米兩國に對して上海共同租界に關する一般問題について申入れを行つたのである。これに對して、英國政府は十八日、米國政府は十九日を以つて各、其の見解を披瀝して來たのである。

また、廈門に於いては、五月十一日、鼓浪嶼に於いて陪殺事件が勃發したのに端を發し、我が陸戰隊が上陸したが、これに對し英米佛から十五日附を以つて抗議を行ふと共に、英米佛も陸戰隊を上陸せしめて我が方に對抗

する態度を示し、情勢の緊迫を見たのであるが、十九日以來、我が出先官憲から租界工部局に對して租界改善に關し要求を提出し、引續き目下折衝中である。

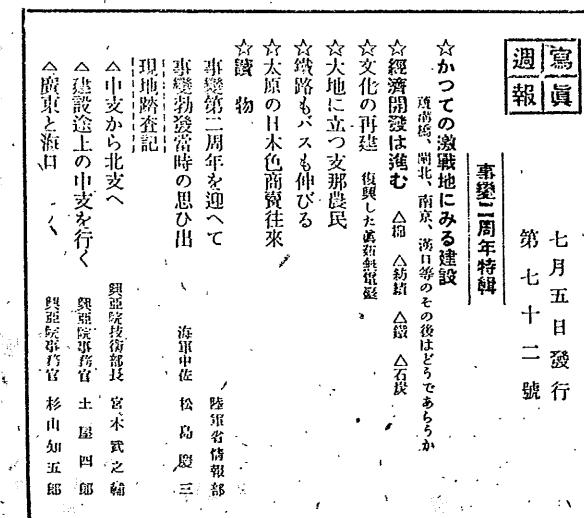
天津に於いては、本年四月九日の程錫庚天津海關監督の暗殺事件に關する犯人引渡しを英國租界當局が拒絕したこととが直接の近因となり事態が惡化し、遂に我が現地當局は斷乎として、六月十四日を期して英租界に對する交通制限措置を行ふに至つたのである。

帝國政府は、漢口陥落の直後、昨年十一月三日の聲明を以つて、事變終局の目的が東洋永遠の平和を確保すべき新秩序の建設にあることを明らかにした。この新秩序は日滿支三國の政治・經濟・文化等の各般に亘る互助連環の關係を根幹とするものであつて、外交の任務は、この新秩序の建設を完成するため、列國をして、新秩序の眞意を認識せしめ、これに對して協力をせしむべく、列國との關係を調整するにある。これが即ち東亞外交の基調である。

即ち、東亞的新秩序、協同體なるものは、日本の利益のみを目標とする利己的思慮の所産ではない。日滿支の三國が相互に善隣友好を結び、共同防共を致し、經濟提携を行ふことは、三國の存立發展上に絶対に必要なことであり、また眞に世界の平和に資するものである。從つて、日本が支那に求めるところのものは、完全なる支那の獨立完成である。そのために、進んで治外法權の撤廢、租界的返還に關して積極的な考慮を拂ふに省かでないとの意向を有してゐることを明らかにしたのであつた。これ即ち道義に發足するところの我が國策である。

世界各国がこの日本の意圖を理解し、今日の東亞に於ける新情勢の發展に對して正しい認識を持つならば、固よりその協力を排斥するものではなく、まだ徒然に第三國の正當なる権益を損傷せんとするものでもない。

然しながら、帝國の眞意を理解せず、この東亞新秩序の建設への協力を拒んで、徒然に支那の復興を阻害し、支那の赤化混亂を助長し、抗日暴亂を支持するが如き諸國に對しては、斷乎としてその反省を要求するもので



興亞青年勤勞報國隊に就いて

文 部 省

今回文部省に於ては企畫院、對滿事務局、興亞院、陸軍省、農林省、拓務省等と連絡し、滿洲國政府、北支派遣軍の協力を得て學生青年一万員を滿蒙北支に派遣し、興亞建設に參與させることになった。名付けて興亞青年勤勞團隊といふ。

おもに「興亞」の精神は遠く八紘一宇の聖國精神に發揮して、二千六百年の日本歴史をつらぬき流れ、近く滿洲、支那の兩事變を通じて、其の世界的展開を示すある日本民族理想の劃期的飛躍的發展の相である。

而して此の世界的大業を完成する光榮ある役割を擔當すべき者は言ふまでもなく、新東亜の盟主日本を、次代に繼承する日本

青年を外にしては無い。故に現代日本青年に約束された偉大なる使命がある。従つて此の大使命を前にして立つ現代日本青年にとつて必須第一の資格は、大陸に對する透徹せる認識と、新東亜建設への熱烈なる情熱とであらねばならない。即ち現代日本青年は時代精神の主流としての興亞精神を確實に把握し、實行力とを持つてこそ始めて其の名に値ひする日本青年たり得るのである。

而して大陸に對する認識を透徹し、熱情を昂揚する爲めには、内地に於いての研究指導も必要ではあらうが、百聞は一見に如かず、端的に此の足を以つて大陸の現地を踏み、此の眼を以つて大陸の現實に觸れるに如くは

ない。更に竿頭一步進めては、百見一行に如かず、躬を以つて東亜建設工作の一角に参じ、此の汗、此の苦を大陸の土に注いで實踐と奉公とに生きぬいて來ることが最も效果的な方法であると言はねはならない。

更に又、國體觀念の透徹といふことも、今興亞奉公によつて一段の明徴性を加へるべきことも疑ひない所である。といふのは、身、一步海外に出て母國を顧みるとき、更めて祖國日本の眞姿を再認識し、皇國國體の尊嚴を再發揚して、今更に生を皇國に享けた有難さに感激しつゝ、盡忠報國の誓を新たにすることは、日本人の誰しもが経験する所であるからである。況んや、殉國將兵の鮮血を流した戰蹟を踏んで、親しく其の忠魂英靈を弔ひ、「觸即發」の國境線に臨んで國體危機の脈動を現實に感触し、滿蒙北支の天地、皇化しきりにうるはる姿をまのあたりに見て、八紘一宇の民族理想を眞實に體得し來るに於いてをもである。まして、渺たる一臂の力

派遣方面、貢獻及び想向

い。

（31）

編集二周年誌

昭和十二年

七月

七日 落溝橋事件

十一日 緊急閣議 北支派兵方針を決し政府聲明

廿五日 第七十一回常國議會開く、廿九日

日帝國政府自衛行動をとるのやむなきを中外に聲明

廿九日 通州事件

八月 八日 皇軍北平に入城、九日 大山中尉事件、四日 上海海兵に決す、十五日

帝國、南京政府斷乎譲憲の重大聲明發表、渡洋南京空襲、廿三日 陸軍、羅店、吳淞に敵前上陸

廿六日 ヒーベン事件

廿六日 一二〇機群、廿五日 北支方面

陸軍最高指揮官寺内壽一大將、上海方面松井石根大將の親補發表さる、廿四日 保定入城

（30）

八月 廿五日、内閣情報部創設
十日 十日 石家莊陥落
十五日 内閣參議創生る、晉北自治政府成立、廿六日 大同陥落
陥落、廿七日 蒙古聯盟自治政權樹立宣言
十一月 一日 临时軍事援護部新設、五日 杭州潔公署上陸
六日 日獨伊防共協定調印
九日 太原占領、廿日 大本營設置、國民政府重慶へ、廿二日 蒙藏聯合委員會成立、廿三日 日蒙融銀會設立
十二月 レディバード號事件、十三日 南京陥落、十四日 中華民國臨時政府成立、馬場内相に代つて末次海軍大將内相となる、廿四日 第七十三回常國議會召集、杭州陥落、廿七日 滬寧大城

昭和十三年
一月 十日 陸戰隊青島上陸、十一日 大本營御前會議開かれ、對支方針決す、厚生省創設、厚相木戸文相兼任、廿

派遣方面員數及び期間は大體左表の如くである。

方面	區	別	隊員	指導者	數	期	間
滿洲	青年隊	先遣隊	人	人	人	計	
北支	學生隊	二元七	二	二	二		
蒙疆	學生隊	三六七	四	四	四	六月八日	九月九日
總計	學生隊	一四〇	五七四	一七四	一八月八日	八月九日	九月九日
北支	學生隊	三六七	六三五	二三五	二三五	六月八日	九月九日
蒙疆	學生隊	一四〇	三五八	三五八	三五八	六月八日	九月九日
總計	學生隊	一四〇	一七四	一七四	一七四	一八月八日	九月九日
北支	學生隊	三六七	三六七	三六七	三六七	一八月八日	九月九日
蒙疆	學生隊	一四〇	三五八	三五八	三五八	一八月八日	九月九日
總計	學生隊	一四〇	一七四	一七四	一七四	一八月八日	九月九日

派遣方面は満洲方面と北支(蒙疆)方面とである。北支方面は主として官公私立大學の學生を充て、満洲方面は其の他の學生生徒並びに一般青年を充てた。青年は概ね満洲國の移民入植地に、學生生徒は概ね國境地帯に分布する。北支蒙疆方面は、河北、山東、山西、蒙疆地方に分布し、北支現地軍の指揮下に入る等である。

勤勞奉仕種目

本計画は從來行はれたやうな單なる修學旅行でもなく、亦單なる見學観察でもない。

實に八九二字の民族理想の自覺に立つて、新東亜建設の一角に躬を以つて參加し實踐して、勤勞し、奉公する集團勤行教育の海外的進展である。

故に學生も青年も各、其の長する所に従ひ學ぶ所に應じて、忠誠と努力と技術とを興す。並に農業に捧げ、また大體一定の地域又は職場に一ヶ月乃至三ヶ月滞在して、集團的勤労奉仕に服するのである。

勤勞奉仕の種目は、農耕、除草、中耕、病虫害駆除、刈取、調製、開墾、牧畜、土地改

良、土木、建築、工礦勞務、輸送、營壘、獸疫豫防等である。

興亞勤勞團國隊は青年隊と學生隊とを以つて編成し、學生隊は更に満洲隊と北支蒙疆隊とに分れる。

六百政府、國民政府を對手とせ

ずと中外に重大聲明

大爆擊、マ廿三日上海方面最高指揮官に知後六天將に更迭

三月、マ十八日重慶、衡陽

銀行開業、マ廿四日國家總動員法案成立、マ廿六日電力國家管

理法案成立、マ廿八日中華民國維新政府南京に成立

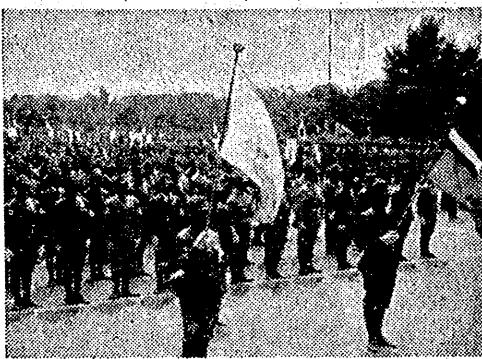
四月、マ二日廣抗戰建國綱領發表、マ三日台兒莊陷落

五月、マ八日傷兵保護院開設、マ十日海軍真門に上陸

九日陪審獎勵局開かれ八十億貿易案決す、マ廿九日漢口大空襲敵機五十機擊落

六月、マ二日軍機飛越九省、マ廿六日近衛内閣改造、宇垣新外相、池田新

藏相兼商相、荒木新文相親任式となる、マ六日開封占領、マ十日黃河決堤、マ十三日安慶占領、マ廿三日改訂物資計量案決



式行北支蒙疆國公谷比日

満洲派遣青年隊は青年學校男子生徒、男子青年團員並びに青年學校教員養成所生徒。之が採用には志願制度を採つた。そして本隊を方面隊、中隊、小隊に編成し、各道府縣外に朝鮮を単位として中隊を編成し、中隊ごとに指導者約十人、隊員平均八人乃至百二十人、外に喇叭手、隊旗手を加へて組織した。

北支學生隊の組織は右に準じ、一六四分隊、三十二小隊、十六中隊、六方面隊として、其の總人員一九一八名之を率るのは北支及蒙疆派遣隊長本田善平大佐である。

體操訓練

今回の派遣青年は、日本青年の精神をよくしたものと言ふべく、或る意味に於いては大代表である。即ち東亞新秩序の盟主として指導的地位に立つべき使命を擔ふ人々である。從つて滿蒙北支等の友邦民族に對し、其の品格禮節、規律節制に於いて氣取體力に於いて、優秀の實を示し彼等の心服讚仰の的となる様がなくてはならない。

又謂すれば此の一行こそ「若き日本」の代表使節である。若し聊かでもこの點に缺く所があり、友邦青年の侮を招き盟主指導者としての其の威重を問はれるやうなことがあつては新東亜建設の前途に一抹の暗影を投するの處がないともいへない。

そこで準備訓練を重視し、學生も青年も共に出發前一週間の訓練を茨城縣内原の満蒙開拓青年養成軍訓練所に於いて行ふことにしたのである。特にかかる大部隊の指揮統制に就いては、其の幹部たる指導者の價値が事

衛生保健

大陸派遣に就いて最も慎重を期したのは隊員の衛生保健の問題である。

第一に始を慎むの意味に於いて、派遣隊員の銘柄に就いては最大の注意を拂ひ、選拔條件には身體的條件を第一とし、健康診断を厳重にし、種痘その他の消防接種を施行した。又費用を省まず醫師を聘して之を中心とする醫療班を組織して、概ね各中隊毎に之を配置し、醫科系學校の教授及び上級學生を特別に勤負して適宜之を分布配置し、各分隊毎に衛生主任を定めて之を訓練し、豫備訓練に於いても衛生訓練を重視し豫め現地に觀察員を派して仔細に調査し現地當局に對し宿舎、食事等の施設の改善を要望する等、微細にわたつて細心の注意を拂つた。

むすび

之を要するに、今の大陸派遣員は次代日本精神を抜いて興亞時代の尖端を行くもの、正に青年日本の尖兵とも云ふべきである。従つて此の一擧の成功利鈍はやがて新東亜建設の將來を托する試金石であると言つても強ち過言ではあるまい。併し乍ら此の大陸派遣は單に隊員自體が無事歸還することのみによつて其の目的の全部を終了したのではない。何となれば本施設は單に隊員夫れ自體の興亞意識の體認場所だけではなく、以つて全日本の青年大衆、國民大衆の興亞精神を高揚し、教學の全面的刷新を志向するものであるからである。

故に學生青年は歸還の時には皇國將來の負荷に任すべき青年層の先駆となり大いに國民精神の發揚に努めて聖慮に副ひ奉らんことを期すべきである。

五月二十二日、軍事教練施設十五周年紀念御親閱式の後於いて、畏くも天皇陛下

におかれられては青少年學徒に對して優渥なる勅語を下賜せられたことは國民のひとしく恐懼感激に堪へない所であるが、其の勅語の一節に國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ケ道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任質ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ」とあるを拜誦するもの、何人か報應の渥きに感奮興起せぬものがあらうか。特に今、興亞の天業に言ふまでもない。

茲に吾等は興亞青年勤勞報國隊領袖を掲げて其の覺悟の程を示して置かう。

綱領

我等勤勞報國隊ハ、

皇祖ノ天業ニ追進シ神明ニ誓ツテ

天津、上海に新作戦期ス

通商社創立、**六月**廿日北支最高指揮官に杉山大將親補、**七月**十六日興院開設、**八月**廿日汪兆銘就出、河内省、**九月**廿二日近衛首相、新支那との國交調整方針を聲明、**十月**廿六日第七十四回常國議會開院式、**十一月**廿日汪兆銘和平聲明、**十二月**廿一日國民黨汪兆銘を除名、**一月**四日近衛内閣總辭職、**二月**廿五日昭和十四年、**三月**廿一日國民黨汪兆銘、**四月**廿九日海南島占領、**五月**十四日陸戰隊新政府外務大臣、**六月**廿日興院連絡部、**七月**廿七日南寧占領、**八月**卅日平津開港親任式、**九月**廿五日第七十四回常國議會終化方策決定、**十月**廿日海南島寄襲、**十一月**廿九日瓊州占領、**十二月**廿九日陸戰隊海南島三亞港に上陸、**一月**廿五日上陸瓊山占領、**二月**十四日陸戰隊、**三月**廿一日曾仲鳴暗殺、**四月**廿九日南寧占領、**五月**卅日新政府外務大臣、**六月**廿一日汪兆銘第三次聲明、**七月**廿九日第四次聲明、**八月**廿一日汪兆銘第四次聲明、**九月**天津海關臺階殺さる、**十月**廿七日華北交

外蒙ソ聯機の擊墜

陸軍省情報部

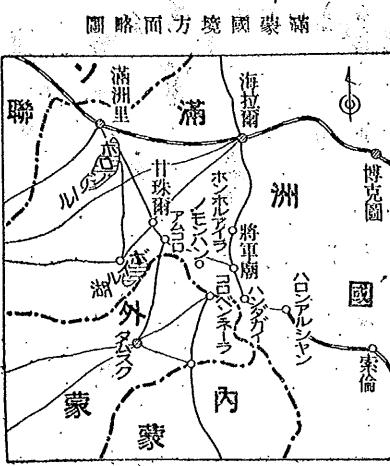
五月下旬、外蒙國境ノモンハン附近に於いて不法越境、不法行為を逞うしつゝあつた外蒙ソ聯空陸軍はわが精銳なる日満軍の一撃を喰つて敗退し、世界に對してその面目を失墜した。彼はその後急速に戦力を補充し、六月中旬より再び挑戦的不法行為を開始し始めた。

ソ聯機の不法爆撃

外蒙ソ聯空軍は六月十七日及び十九日十數機の編隊を以つて屢々満蒙國境方面から越境し來り、ハロンアルシャン、將軍廟、阿穆古朗、甘珠爾廟等に爆撃を加へ蒙古人に少からざる損害を與へた。

二 戰闘の經過

わが軍はソ聯に操られる外蒙軍の反省を促しつゝ飽く迄忍の態度を持つてゐた。會二十二日午後四時上編隊と遭遇、壯烈なる空中戦を交へ敵機十六機を擊墜した。われに損害なし。



二十六日午後六時十分わが飛行隊が甘珠爾廟南方二十キロの上空を警戒中、敵機オーワイ十五、十六よりなる約四十の大編隊と遭遇、壯烈なる空中戦を交へ敵機十六機を擊墜した。われに損害なし。

飛隊はこの機に於いて先般來蒙りたる敵の爆撃に報復すると共に執拗なる敵飛行隊の活動に對しての禍根を根絶するため敵の根據地たるクムスク上空を空襲、地上の敵機約三十機を爆撃しを炎上せしめた。

この日の戰闘に於いてわが方三機未だ歸還せず。

かくて外蒙國境事件發生以來、敵機の擊墜數累計二百八十機(二地上爆破を含む)、この外に不時着せしめたもの一百一十機と云ふ巨大なる數となり世界空戦史の一頁を飾る赫々たる戦果を收めた。

先づ今次の空中戦に辦々たる武勳を樹てたが誠然として國局も既に事件が世界的に報道され、各方面よりの要求に迫られ最早これ以上事件を黙殺し得ないといふ已むを得ざるに立ち至り、遂に二十六日夕方をして事件の經過を發表せしめた。本報道も自己に有利な様に捏造しあることは例によつて例の如しである。

三 結 言

翌二十七日拂曉わが戰闘飛行隊はボイル湖上空に於いて敵機約二百零機の如く來襲せる大編隊と遭遇、約三十分間に亘り壯烈なる空中戦の後九十八機を確實に擊墜した(その他稍確實なるもの六機)。この情報に接したわが爆撃飛

空警戒中のわが飛行隊十八機は國境内に侵入せる敵戦闘機イー十五型、イー十六型約百五十機を發見、之と甘珠爾廟附近上空に於いて戰闘を交へ敵機五十六機を擊墜した。わが損害四機森木大尉以下四名である。

二十三日午後八時頃ボイル湖上空を警戒中のわが飛行隊は同地偵察に飛來せる敵五機を發見、直ちにこれを攻撃して國境線外に駆逐した。この戰闘に於いて敵一機を擊墜したがわが中西曹長は壯烈なる戦死を遂げた。

二十四日午前八時三十分頃わが飛行隊はアムコロ南方ハルハ河畔上空に於いて不法越境せる外蒙ソ聯空軍約六十機と交戦、その十二機を擊墜した後全機無事歸還した。

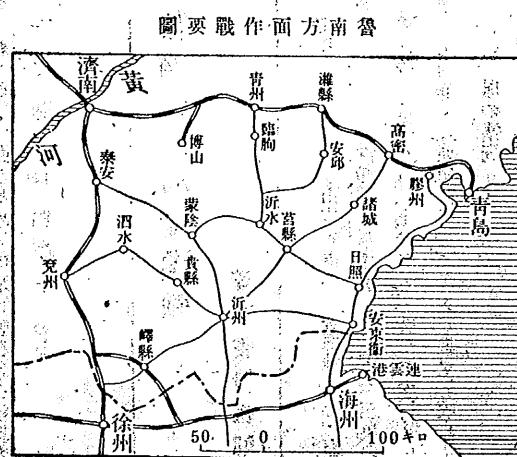
二十四日午後七時わが飛行隊はボイル湖上空に於いて、敵戦闘機十五機と交戦し敵三機を擊墜したるもわが方亦天野中尉一機未だ歸還せず。この戰闘に於いて敵戦闘機一機を捕獲収容した。

「ノモンハン」附近國境事件飛行隊戰果一覽表

と飛行機性能の優秀性との三者合體によつて今回の成果を
收め得たわけである。

魯南地區の掃蕩戰

去る五月三十一日より山東省南部（魯南地區）に蠢動し、つゝあつた于學忠、沈鴻烈、共產軍、合計十二三萬の敵に対する掃蕩作戦は一ヶ月以上の日子を費して遂行せられつあり、參加將兵の奮闘によつて多大の戰果を收めた。



39

軍の總司令として高廟に急進(じゆしん)し、膠濟(膠濟鐵道)・津浦(津浦鐵道)・蘭海(蘭海鐵道)方面より敵は泰山山脈の連峰重疊(れんぽうじゆだく)したる山地帶(山地帶)、莒縣(きよけい)・沂水(いすい)・蒙陰(もういん)諸城(諸城)、日照(じざい)を據點(じてん)とし魯南(ろなん)一帯の山地を利用して敷線(しきせん)に亘(わた)る堅固(けんぐ)な陣地(陣地)を構築(こうさく)しつゝあつた。又その補給路(補給路)を日照(じざい)東方海岸(東方海岸)にある石血所(せきけつしょ)より海上(海上)に取りつゝある模様(模様)であつた。

二
緒述の概要

キヨ)等の司令部、軍事施設及び地上部隊を元膚なき迄に爆撃して敵の心臓を塞がらしめた。

敵は各方面共に天險を利用して頑強に抵抗し、わが進撃を阻止せんと努めつゝあつた。わが軍は攻撃大に力め八

日先づ敵の西方據點要隘を占領、九日には敵魯南戰區の本據沂水を攻略、同夜牟平部隊快速部隊は莒縣に突入之を占領した。據點を失つた敵大軍は沂水莒縣西南及東南地區に

潮の如く退却を始めた。

わが軍はなほも追撃の手をゆるめず飛行隊も亦之に協力し收退せる敵に多大の打撃を與へた。各部隊は引續き残敵掃蕩中である。

三 総合戦果

魯南作戦開始以來六月一日より二十六日迄の戦果の判明せるものは次の通りである(空軍の爆撃による敵の死傷を除き地上部隊の主なる戦果)。

交戦回数「〇九、交戦敵兵力五萬三千、遺棄死體五千

七百八十三、捕虜三百二、小銃一千三十七、機關銃六十六、馬三百九十九、機關炮六、その他鹵獲品多數、敵の戰傷は一萬七千を突破する見込。

四 本作戦の價值

本作戦地區は昨年徐州作戦に於いて一部隊が行動した外多くの地區は日本人の足跡未踏の土地である。本地區は農產物、礦物など重要資源を藏し經濟的意義に於いて價値を有する云はれる外、北支治安上の「障壁」であった魯南戰區の敵に大打撃を與へた意味に於いて多大の價值を有するものである。

潮州を占領す

六月二十一日汕頭を攻略せるわが軍は更に潮州(汕頭北方約十里) 攻略のため、二十五日夜、水陸兩方面より前進を開始した。途中敵の抵抗を排除しつゝ前進、二十六日拂曉(潮州南側)附近に據る敵大部隊を擊破し同夜潮州城外に迫り翌二十七日拂曉之を攻略した。更に一部隊は二十九日澄海を占領した。

潮州は粵海之の流讌地として有名な所、人口三十五萬と稱せられ薈聚、文化の中心地である。澄海は珠江デルタ地帶の中心にあり人口一萬、南洋華僑の出身地である。



汕頭攻略戦經過と 溫州・福州兩港封鎖作戦

海軍省海軍軍事普及部

汕頭攻略戦經過と潮州入城

海陸軍の精銳部隊が極めて緊密なる協同作戦のもとに六月二十一日汕頭港に急進撃を敢行して以来、市街の殘敵掃蕩は終夜行はれたが、棧橋附近外國権益の蔭にかくれた多数のトーチカ陣地に據る敵は我が艦艇に對して猛烈射撃を加へたので我が艦艇は之を制壓しつゝ全水域の清掃を續行した。

二十二日未明陸軍部隊は棧橋附近迄進出し、日出と共に油頭港内水陸の連絡成り、海軍陸戦隊も亦市内に上陸進撃

明くれば二十三日雨上りの陽光を浴びつゝ近藤海軍南支

二十三日海軍航空部隊は福建、江西、廣東三省境界附近重

要軍事據點たる平和(福建)、南雄。其の他を爆撃し、尙ほ汕頭、奥地の重要交通路たる潮安公路に沿ふ、豐順附近に於いて自動車群約四十臺を爆撃、大火災を起させ、韓江、渡河中の自動車十臺に對しても爆撃を加へ計五十臺を鳥有に歸させた。

油頭の攻略成るや海軍航空部隊と呼應して北進せる潮州攻略部隊は二十五日夜水陸兩面より進撃を開始して隨所に敵大軍を擊破しつゝ、二十六日拂曉早くも潮州南方一里の線に進出し、陸軍部隊は總攻撃を開始し、早朝同躍を占領、他の諸部隊は潮州南方韓江、西岸三方面より包围體勢を執り、潮州城に雪崩れ込み壯烈なる大殲滅戦を展開しつゝ之を占領、城内到る所に日章旗が翻るに至つた。

溫州·福州兩港封鎖新作單

海軍封鎖部隊は、汕頭の攻略に引き續ぎ、沿岸封鎖の完璧を期しつゝ、^{レバ}藩政権に残されたる二大開港たる福州（福建）、^{レバ}溫州（浙江省）に新作戦を實施することになり、三浦總領事は、一七日朝上海領事團主席デンマーク總領事を通じて關係各國に次の通告を發した。

「日本海軍は六月二十七日より福州及び溫州に於て軍事行動を開始するに就き、十九日正午（日本時間）迄に溫

我が海軍航空隊は二十七日・二十八日兩日終日閩江河口の沿岸一帯各部落にある敵陣地・軍事施設を反復爆撃したので同地方の人心動搖し奥地への避難民續出するに至つた。斯くて南支封鎖新作戦は愈々進展の道を辿りつゝあり、海上より奥地への第三國の援蔣、物資も完全に遮断される事になるのである。

州港にある第三國軍艦及び商船は東經百二十一度十五分の以東に移動せられ度、福州港にあるものは東經百十九度五十分以東に移動せられ度し、二十九日正午以後は危險のため港内への出入は不可能なるべく又同時刻以後の出入により生ずる如何なる事態に對しても日本海軍は責を負はず」

海軍部隊は二十七日宣言と同時に行動を開始し待機中の陸戦隊は温州港口を扼する虎頭島に炎熱を冒して勇躍上陸し之を占領すると共に引續き他の一部隊は玉環島及び坎門港に敵前上陸を敢行し同地域一帯を占領確保した。一方我が水上艦艇は港内を逃げ惑ふ敵の軍用舟艇を片端から捕獲しつゝ閉塞作業を着々進めた。又福州に於いて陸戦隊の一部

昭和十四年七月五日印刷發行		週報	
編 制 書 内 容		内閣 情報 部	
定 價		東京市麹町區大手町 内閣印刷局	
一 部	五 線	東京市麹町區大手町 内閣印刷局	東京市麹町區大手町 内閣印刷局
半ヶ年(前金)	一圓二十錢	内閣 情報 部	内閣 情報 部
一ヶ年(前金)	二圓四十錢	内閣 情報 部	内閣 情報 部
内閣印刷局依る場合は一ヶ年四圓 (八十錢)		内閣 情報 部	
半ヶ年分未満配達者屋の方は一部五錢の割 合を以て前金を添へ御申込み下さい		内閣 情報 部	
内閣印刷局發行課 (電話九一九〇三五一一九)		内閣 情報 部	
撰稿 東京一九〇〇一〇九		内閣 情報 部	
全國各地官報販賣所		内閣 情報 部	
東都書籍株式會社		内閣 情報 部	
東京市神田区神田松下町一ノ三 撰稿 東京九三九〇番		内閣 情報 部	
各書店・驛賣店		内閣 情報 部	
本紙より、特載の場合は必ず「週報第何號よ り轉載」の旨を明記し、且つ右欄數字を内 閣印刷局依る場合は撕毀致仕下さい。		内閣 情報 部	
本紙記事の断簡轉載は撕毀致仕下さい。		内閣 情報 部	
内閣記事に對する御希望や疑問に關しての 御意見もお持ちの方は郵便「無玉箋」		内閣 情報 部	
本紙へ廣告御希望の向は内閣印刷局へ		内閣 情報 部	

第一 教育局編) さきに公けにされた教育學、哲學、國語國文學、歴史學について、出されたもの。主要な内容をあげれば、防共政策の基礎づけ(五百箇頭真法則)、我が國政治と經濟學(石川興一)、日本貿易の發展性(猪谷尊二)、西洋經濟學に於ける反省(大熊信二)、我が國體と經濟組織(太田義夫)、統制經濟の精神(木戸田耕祥)、日本經濟史研究の發展(木庄榮治郎)、報價經濟學(小出孝三)、その他合せて三十六篇。(A6判四六五頁) 送刊内附金銀券印刷局印

明治勵農章等錄(農林省農務局編) わが國農業に一新紀元を創した明治初期の農事、改進農務につき當時の記録資料を骨子とする。遺失不可能な貴重資料を豊富に集め、試驗場、學校、農業會その他の各種農產物類等に從つて分類す。當時の先覺の進取多彩な功業と不撓なる氣魄とは現下農業問題の處理上にも参考となるべき點が多からう。(A6判四一九〇頁) 定價十圓 送刊五十七頁。發行東京市赤坂區御池台 森松屋五七七番

▼ 保養軍人保護關係例規(傷兵保護院編) 官規、教養教化、醫療保護、職業保護、復讐その他の項目に分つて傷病軍人の保護に関する例規を網羅してある。(A6判四一六頁) 定價四十圓 送刊内附金銀券印刷局印

▼ 日本戰時經濟政策(金原賢之助著) 本書は

る。各個獨立に執筆されたものに順序体系を立て、大體に於いて纏りのあるものにして置く。政策基調の問題より始めて物動計畫、物價對策、輸出振興、金融政策、增稅、貯蓄、金調整等各般の問題に就いて網羅的に詳説し、論究したものである。

この方面に興味と關心を寄せる知識階級の人々、眞にこれらの問題に直接關するある政治家（行政官）、實業家等には勿論、一般的の參議院議員（第一回一千元）^{（四六回三二五）}、貴族院議員（第一回一千元）^{（四六回三二五）}、銀行家（第一回一千元）^{（四六回三二五）}等はなるであらう。

■ 大陸支那の現實（藤田元春著） 本書は二つの大篇に大別されてある。第一篇は通説であつて、こゝには外蒙古や新疆や西藏の如く歸屬の明らかでない地方は固より滿洲國をも含めた地理學上の廣い意味での支那について、その地形構造、氣候、動植物、住民、風俗、產業一般、交通等を述べ、支那版圖の歴史、國名の由來、境界等に關する記述もこの名の下に、中原平野、北支山地、秦嶺山脈、揚子江の流域、南東支那、南西支那、西藏、タリム盆地、天山、蒙古等に分つて、その地域に於ける自然地理と人文地理とを適當に配合してある。地方誌の一部門たる可き滿洲國は特に附篇として別項が設けて記述されてある。記述は中等學校の教科書を稍詳しく述べた位の程度で、文章は無論極めて平易である。（完四三點五十一回）

露光量違いにより重複撮影

國際經濟報週

六月廿九日號

濃化する英國三大領土の離反氣運

濠洲經濟の對英依存性
カナダに對する英米勢力の交代

英領インドの新局面
日滿兩國の對獨貿易の發展
貿易省設置問題と貿易委員會
小麥豐作と日滿支の小麥粉需給
内地人口增加率の低下
油頭攻略の重要性
英國における軍需跛行景氣の展開
ドイツの石油自給力
躉いた融資命令(財界の動向)

定	一部三十錢	統計
(一年分前金 四四四五 千錢)	送科一 四四五 千錢	國內外 滿支二 海商二 通商二 國際商 品情 報

同盟通信社

行 論

東京市京橋區銀座西八ノ九

電話銀座二三九七

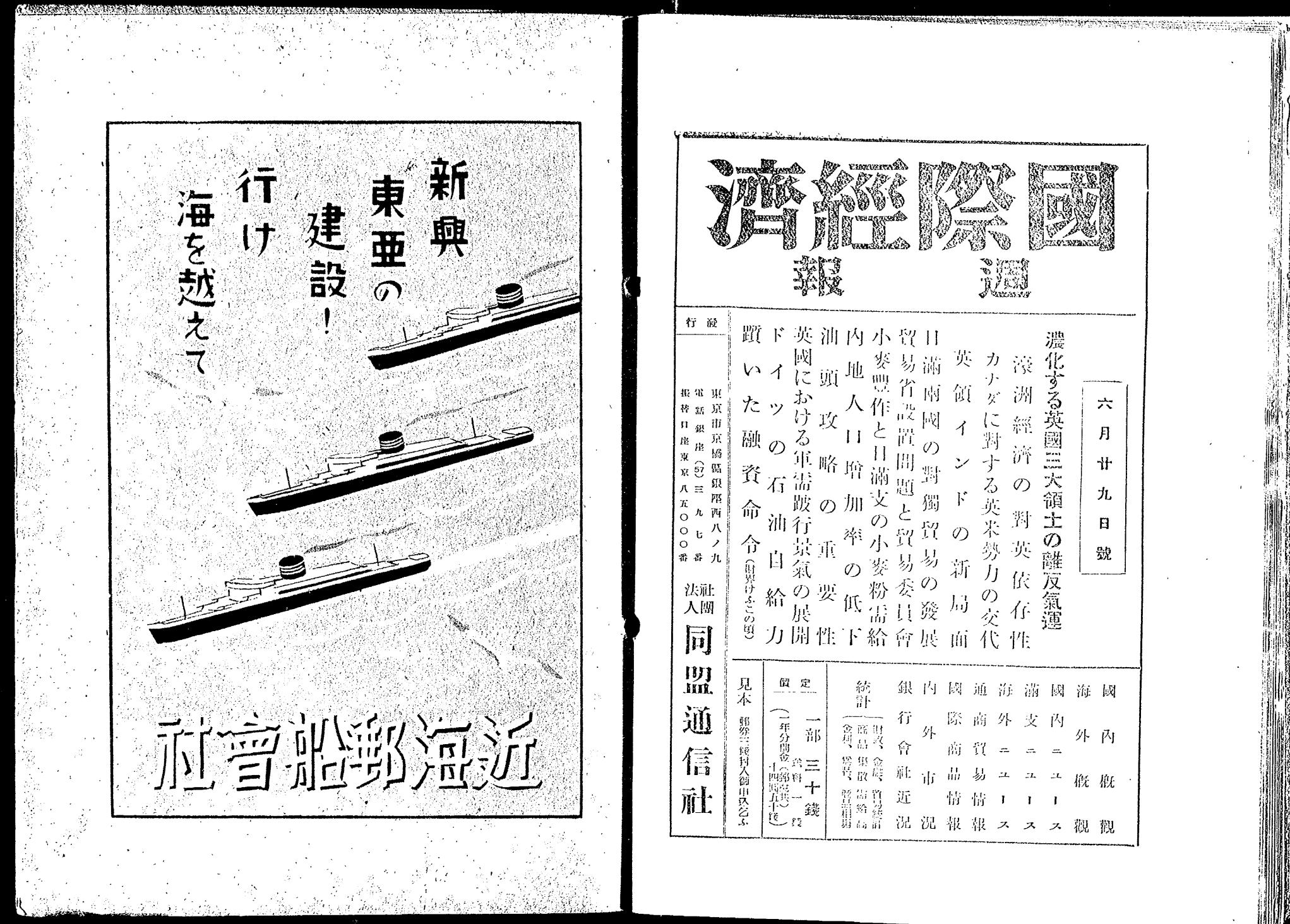
社團

法人

總社

日本

總社



露光量違いにより重複撮影

輯編部報情閣内

報週

號日二十月七

天津英租界問題の經緯

忠靈顯彰について
外蒙ソ軍の膺懲戰
司法保護事業の指導統制
滿洲移民と分村分鄉計畫
體力章檢定の話
油頭を語る

第一四三號

昭和十四年十月一日至十一月十二日發行
（每週一回水曜日發行）

五錢

週報

昭和十四年十月一日至十一月十二日發行
（每週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

人的資源の確保

傳染病の豫防に

三共内服ワクチン

三日の内服・約一ヶ年有效

——堀島博士監製——

チフス 内服ワクチン 1人用 ¥.20
赤 痢 内服ワクチン 1人用 ¥.20
疫 痢 内服ワクチン 1人用 ¥.16
コレラ 内服ワクチン 1人用 ¥.24

（説明書進呈）



東京・塩町 三共株式會社



（判LA51格規定國はさ大の書本）